

令和4年度 事業概要

さいたま市男女共同参画推進センター

パートナーシップさいたま



目 次

I 男女共同参画推進体制

- 1 男女共同参画推進体制 3

II 男女共同参画推進センターのあらまし

- 1 設置目的 7
- 2 名称・所在地・開設年月日 7
- 3 愛称 7
- 4 組織 7
- 5 機能 8
- 6 センターの施設概要 9
- 7 事業検討会議 12

III 令和4年度事業実施状況

- 1 実施事業一覧表 15
- 2 事業の内容 17
 - (1) 企画推進事業 17
 - (2) 相談事業 20
 - (3) 情報収集・提供事業 31
 - (4) 学習・研修事業 36
 - (5) 団体活動・交流支援事業 48
 - (6) 調査・研究事業 52
- 3 施設の利用状況 53

IV 参考資料

- 1 センター施設の利用案内 57
- 2 世界・国・埼玉県・さいたま市の男女共同参画推進の施策 59

V 条例等

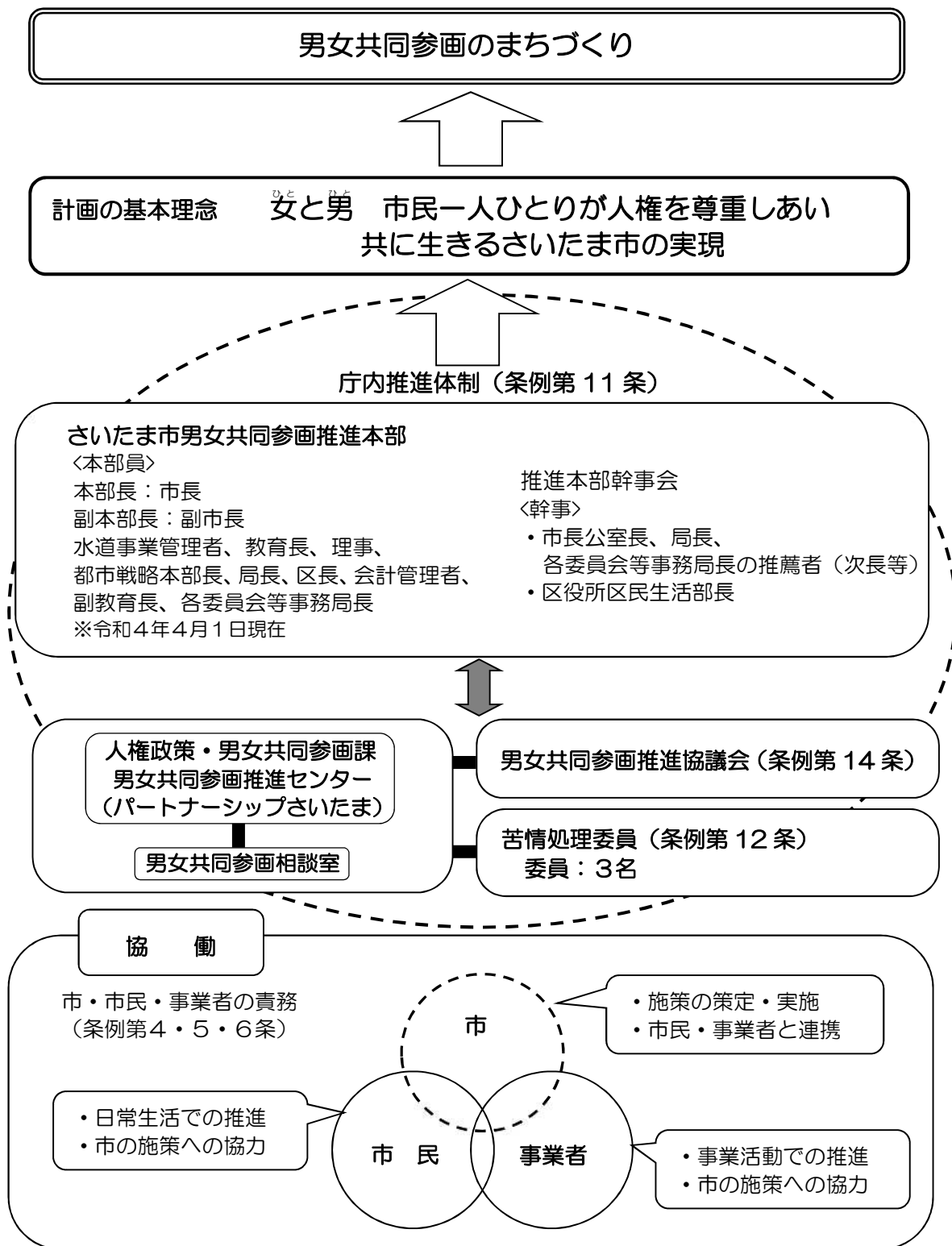
- さいたま市男女共同参画のまちづくり条例 69
- さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則 73
- さいたま市男女共同参画推進協議会規則 76
- さいたま市男女共同参画推進センター条例 77
- さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則 81
- さいたま市男女共同参画相談室相談事業実施要綱 83
- さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策
関係機関ネットワーク会議要綱 84
- さいたま市男女共同参画推進センター広報誌編集員設置要綱 88

I 男女共同参画推進体制

1 男女共同参画推進体制

(1) さいたま市の男女共同参画推進体制図

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さいたま市男女共同参画推進本部を設置し、全庁的に取り組んでいます。



(2) さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン

「男女共同参画社会基本法第」第14条第3項及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画として、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進しています。

基本理念

ひとひと 女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現

● 「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 16～20 年度)

● 「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 21～25 年度)

● 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 26～30 年度)

● 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(令和元～令和 5 年度)

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」を包含します。

プランにおける5つの重点事項 ※**女性活躍**:女性活躍推進計画関係

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **女性活躍**
- 3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援の充実 **女性活躍**
- 4 女性の経済的自立に向けた取組の推進 **女性活躍**
- 5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備

計画の目標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 社会における制度や慣行を見直し教育・学習等を通じて多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 働く場における男女の活躍をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII 女性に対する暴力のないまちづくり

Ⅱ 男女共同参画推進センター のあらまし

1 設置目的

さいたま市男女共同参画推進センターは、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進していく拠点施設として設置されました。

2 名称・所在地・開設年月日

名 称 : さいたま市男女共同参画推進センター
 所 在 地 : さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18
 シーノ大宮センタープラザ3階
 開設年月日 : 平成16年5月1日

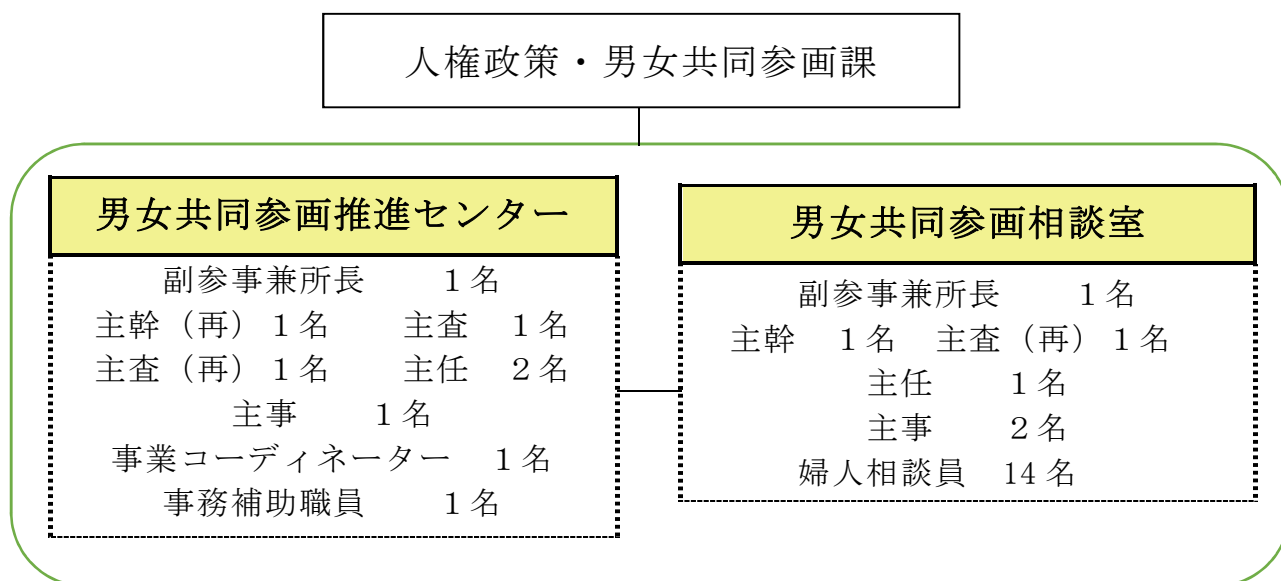
3 愛称

「パートナーシップさいたま」

市民に親しまれる施設となるように、愛称を市民公募し、愛称検討委員会で検討した結果、「パートナーシップさいたま」と決まりました。

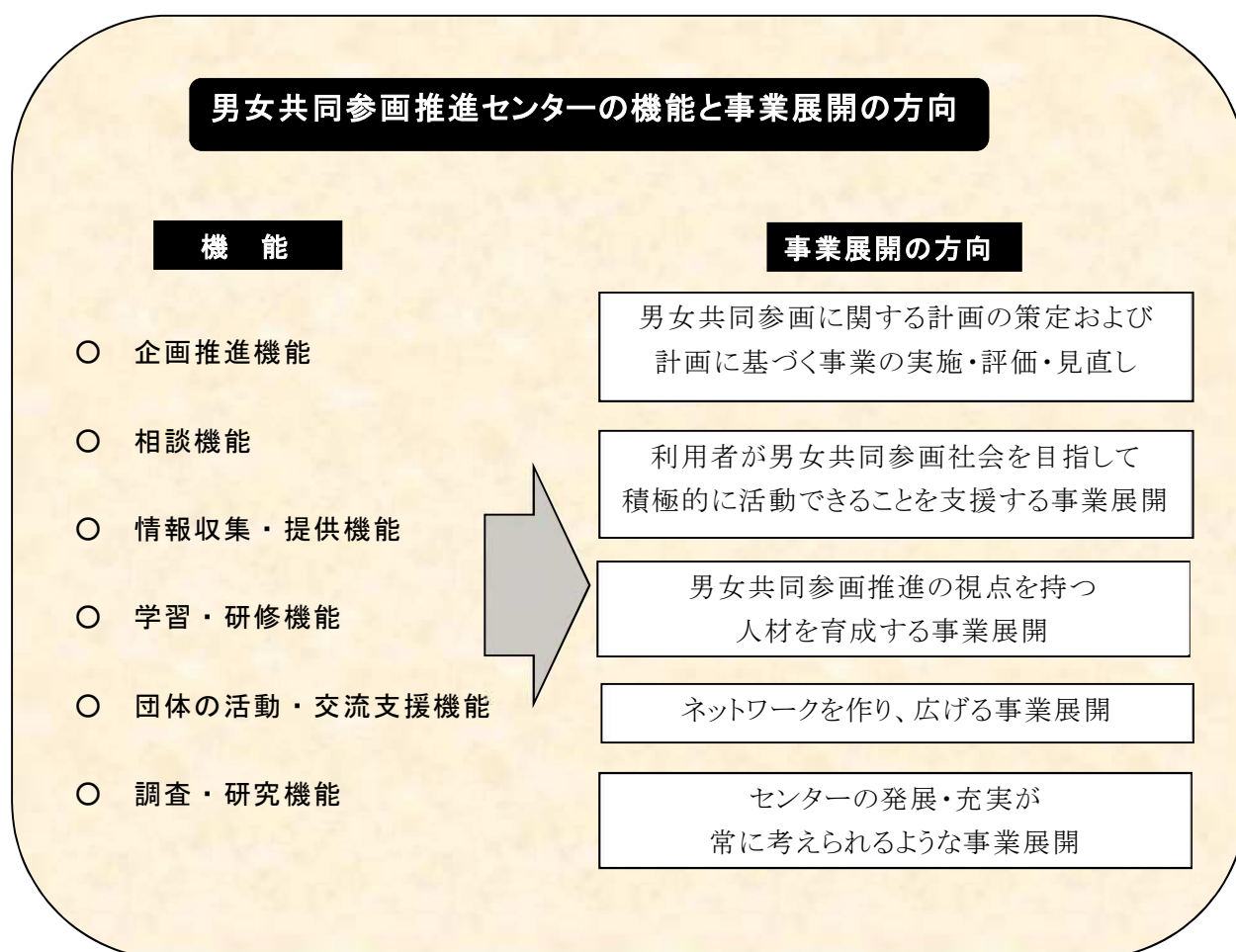
4 組織

令和4年度組織図（令和4年4月1日現在）



5 機能

1 企画推進機能	男女共同参画に係る施策の企画及び実施
2 相談機能	専門の相談員による各種相談
3 情報収集・提供機能	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等情報の収集、提供
4 学習・研修機能	男女共同参画の理解を深めるための各種講座・イベントを実施
5 団体活動・交流支援機能	登録団体等の活動・交流・ネットワーク等を支援
6 調査・研究機能	男女共同参画を推進するための調査・研究



6 センターの施設概要

(1) 面積・構造等

施設形態 : 生涯学習総合センター、桜木公民館、桜木図書館との複合施設
敷地面積 : 1,084 m²
建築面積 : 827 m²
延床面積 : 9,244 m² (内 男女共同参画推進センター 562.54 m²)
構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上10階、地下2階)
(当施設は、社会教育施設等との複合施設のため、面積及び構造については複合施設全体のものである。)

部屋名	面積 (m ²)	定員 (人)	利用形態
交流コーナー	116	—	小グループの会合等
情報・資料コーナー			男女共同参画に関する図書・資料の閲覧・貸出し
印刷コーナー			デジタル印刷機・裁断機を常設
相談室1	10	2	法律相談
相談室2	10	2	
会議室1	16	12	机・イス・ホワイトボードを常設 少人数での会議・講習・学習会等 ※
会議室2	16	12	
会議室3	51	24	机・イス・ホワイトボードを常設 会議・集会・講習等
プレイルーム(託児室)	25	5	会議室利用時の一時保育等
授乳室	6	—	乳幼児の授乳、オムツ換えに利用
事務室	39	—	職員事務室
スタッフルーム	8	—	打合せ等に利用

※会議室1・2は可動壁で仕切られており、1部屋としての利用も可能。

(2) 開館時間・休館日

開館時間 : 平日 9:00～21:00
 土・日曜日・祝日 9:00～17:00
 休館日 : 年末年始(12月29日～1月3日)
 施設点検日(毎月第4日曜日)

(3) 施設の貸出し

利用にあたっては、事前に「利用者登録」が必要です。男女共同参画社会の形成を推進するための様々な活動をしている市内・市外の団体に対して、施設の貸出しを行っています。

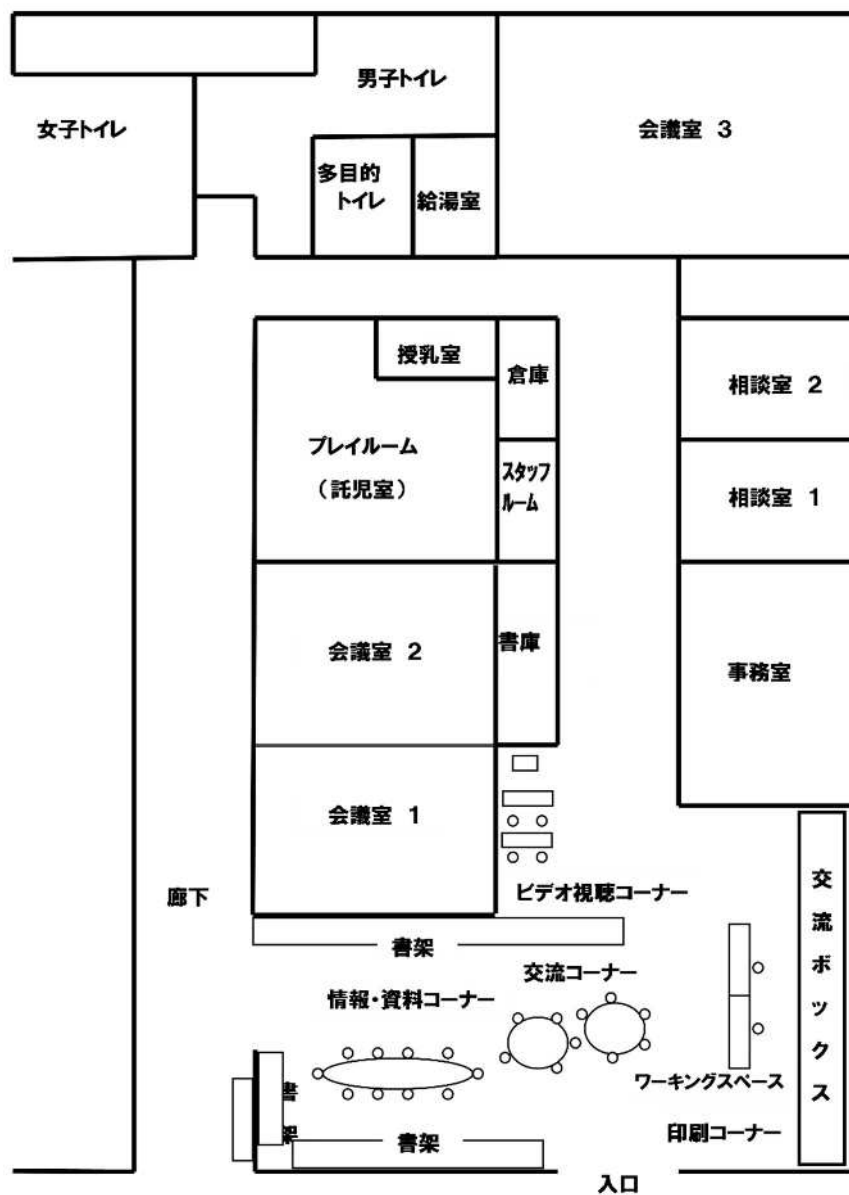
※詳しくはP57の利用案内を参照。

時間区分及び利用料金

区分	定員	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
会議室1	12人	470円	620円	470円
会議室2	12人	470円	620円	470円
会議室3	24人	1,550円	2,060円	1,550円
プレイルーム (託児室)	5人	740円	990円	740円

※市外の団体・個人の利用の場合は上記の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。

(4) 平面図



- ・ 交流コーナー・・・利用者登録団体の打ち合わせ等に利用できます。
- ・ 印刷コーナー・・・自主活動や団体活動に必要な資材作成のための機器を設置しています。
- ・ ワーキングスペース・・・学習、作業等に利用できます。
- ・ ビデオ視聴コーナー・・・男女共同参画推進センターで提供しているビデオを視聴できます。
- ・ 授乳室・・・どなたでも利用できます。

7 事業検討会議

男女共同参画推進センターの事業及び運営の充実を図るため「さいたま市男女共同参画推進センター事業検討会議」を設置しています。

令和4年度事業検討会議は、センター利用者、主催講座の受講者、広報誌「鐘の音」編集員等の7名（男性2名、女性5名）で構成しました。

◆ 第1回事業検討会議

- | | |
|------|--|
| 日時 | 令和4年9月15日(木) 午後7時～8時 |
| 開催方法 | Zoomによるオンライン会議、書面による回答書の送付 |
| 議題 | ・令和3年度男女共同参画推進センター事業報告
・令和4年度男女共同参画推進センター事業中間報告及び今後の事業
・令和5年度男女共同参画推進センター事業（案） |

◆ 第2回事業検討会議

- | | |
|------|---|
| 日時 | 令和5年3月2日(木) 午後7時～8時 |
| 開催方法 | Zoomによるオンライン会議、書面による回答書の送付 |
| 議題 | ・令和4年度男女共同参画推進センター事業報告
・令和5年度男女共同参画推進センター事業（案） |

Ⅲ 令和4年度事業実施状況

1 令和4年度 実施事業一覧表

内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画推進事業	さいたま市男女共同参画推進協議会		★5/20		★7/11			★10/24			★1/23		
	さいたま市男女共同参画推進事業表彰				※応募事業者なし								
	さいたま市内企業等男女共同参画研修会					★8/1 ～8/31							
	情報誌「ゆめ You&Me～夢～」							★10月 発行					★3月 発行
地域活動における男女共同参画の啓発		★5/13 ～5/15			★8/1 ～8/31			★10/29	★11/12	★12/9～1/13 ★1/9 ★1/24～2/23			
相談事業	女性の悩み相談	★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 女性の悩み電話相談(毎日)											
		★浦和区 女性の悩み電話相談(月・火・水・金曜日)											
		★中央区 女性の悩み電話相談(火・金曜日)											
		★岩槻区 女性の悩み電話相談(月・水曜日)											
		★DV相談センター DV電話相談(月～金曜日)											
	専門相談(女性)	★男女共同参画推進センター 法律相談(第2水曜日)											
		★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 法律相談(第1・3火曜日)											
		★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 心の健康相談(第4火曜日)											
専門相談(男性)	★男女共同参画推進センター 法律相談(第4水曜日)												
男性の悩み相談	★子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室 男性の悩み電話相談(第2・4日曜日)												
さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議代表者会議						★8/31							★3/17
さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議実務者会議						★8/31							★3/17
情報収集・提供事業	広報誌「鐘の音」							★10月 発行					★3月 発行
	事業関連図書の展示	★常時											
	蔵書の収集・整理、貸出しと点検	★随時											
	ホームページ	★常時											
学習・研修事業	①傷ついた心のケア講座	★4/25～3/15 (全12回)											
	②ライフキャリア講座	★4/20～ 5/8											
	③離婚について知る講座		★5/11～6/3 (全2回)										
	④ジェンダー平等カレッジ			★6/17～12/4 (全6回)									
	⑤男女共同参画週間記念事業			★6/1～ 6/29									
	⑥ケアと労働を考える講座				★7/6～ 7/18								
	⑦性暴力防止セミナー					★8/2～ 8/28							
	⑧多様な性を知る講座					★8/3～9/2 (全2回)							
	⑨ママが元気になるジェンダー平等講座						★9/21～10/14 (全2回)						
	⑩社会を変える女性講座							★10/5～ 10/14					

内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
学習・研修事業	①DV防止セミナー								★11/1～11/30					
	⑫国際男性デー記念講座								★11/19～11/28					
	⑬わたしのからだはわたしのもの講座									★12/7～12/16				
	⑭メディア・リテラシー講座									★12/21～1/4				
	⑮世界の女性とつながる講座										★1/12～2/12 (全2回)			
	⑯アートから学ぶジェンダー											★2/8～2/17		
	⑰女性の知恵で社会をデザインする講座プレセミナー					★8/21～8/31								
	⑱女性の知恵で社会をデザインする講座								★10/16	★11/20		★1/15		
	⑲デートDV防止出前講座(埼玉大学)	★4/7～5/10												
	⑳ジェンダー平等出前講座(埼玉県立大学)		★5/11 ★5/18 ★5/25	★6/1 ★6/8 ★6/15 ★6/22 ★6/29										
	㉑ジェンダー平等出前講座(人権教育推進室)				★7/1									
	㉒ジェンダー平等出前講座(さいたま市シニアユニバーシティ)			★6/28	★7/7		★9/16	★10/8	★11/16			★1/30		
	㉓ジェンダー平等出前講座(埼玉大学)								★9/30～11/30					
	㉔ジェンダー平等出前講座(さいたま市母親大会実行委員会)							★10/30						
	㉕ジェンダー平等出前講座(総合教育相談室)									★11/4				
	㉖ジェンダー平等出前講座(関東財務局)									★11/9～11/22				
	㉗ジェンダー平等出前講座(美園小学校)									★11/26				
	㉘ジェンダー平等出前講座(議会局)											★1/30		
	㉙ジェンダー平等出前講座(浦和西高校後援会)												★2/11	
団体交流・支援事業	①第2回 パートナーシップさいたまフェスタ											★1/24～2/23		
	②市民企画講座「“やさしい日本語”でやさしい社会を考えるー入門編ー」							★10/12	★11/9 ★11/30	★12/14	★1/11			
	③公募型共催事業1「あおいそらこころのケア講座」	★4月～3月 第2土曜日 (全12回)												
	③公募型共催事業2「ワークショップ「ブックトーク」・図書情報紙「ゆい」発行」	★5/15	★6/18	★7/10 ★「ゆい」夏号		★9/18		★11/19	★「ゆい」冬号				★2/19	
	③公募型共催事業3「トランスジェンダー・Xジェンダー(ノンバイナリー)当事者ミーティング」	★4月～3月 第3土曜日 (全12回)												
	③公募型共催事業4「まんなかラジオ」	★4/15	★5/15	★6/15 ★6/18	★7/15	★8/15	★9/15	★10/15	★11/15	★12/15				★3/15
④令和4年度マッチングファンド助成金一般助成事業講座「まず大人が知ろう！自分らしく生きていくための性の知識」					★8/15～8/27	★9/12～9/24	★10/10～10/22							

2 事業の内容

(1) 企画推進事業

① さいたま市男女共同参画推進協議会

市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を、施策に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。

【令和4年度開催経過】

回数	開催日	協議事項
第82回 (令和4年度第1回)	令和4年 5月20日(金)	①令和4年度外部評価について ②第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの策定について
第83回 (令和4年度第2回)	令和4年 7月11日(月)	①令和4年度外部評価に伴うヒアリングの実施 ②今後の外部評価の進め方について
第84回 (令和4年度第3回)	令和4年 10月24日(月)	①「第5次さいたま市男女共同参画基本計画」提言書の作成について
第85回 (令和4年度第4回)	令和5年 1月23日(月)	①「第5次さいたま市男女共同参画基本計画」提言書案について

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/010/006/004/index.html>

② さいたま市男女共同参画推進事業者表彰

さいたま市では、ワーク・ライフ・バランス等、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる従業員数100人以下の市内事業者を、「男女共同参画推進事業者」として表彰しています。

【令和4年度表彰事業者数】応募事業者なし

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/010/006/005/001/p057157.html>

③ 男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」

さいたま市では、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

そこで、男女共同参画に関する意識啓発を図るため、市民公募による編集員との協働により、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」を年2回発行しています。

【令和4年度発行】

vol. 43 (令和4年10月)

【特集】

「ジェンダー平等と少子化対策」

【トピックス&インフォメーション】

- ・ワークステーションさいたまの紹介
- ・男女共同参画施策に関する苦情の申出制度、AV出演被害防止・救済法が施行されました

vol. 44 (令和5年3月)

【特集】

「だれもが安心できる防災のために～ジェンダー平等と防災～」

【トピックス&インフォメーション】

- ・「さいたま市防災ガイドブック」をご利用ください
- ・災害時でも性暴力・DV被害にあったらすぐに相談を！

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/010/006/002/001/index.html>

④ 地域活動における男女共同参画の啓発

地域活動や交流の場を利用し、男女共同参画の啓発を行っています。

令和4年度は、地域のイベントやオンラインでのイベント等で、広く、男女共同参画の推進に資する啓発活動を実施しました。

【令和4年度実施内容】

①動画で作成した「男女共同参画クイズ」を活用し、以下のオンラインイベント等で配信

- ・「さいたま市内企業等人権問題研修会」〔令和4年8月1日（月）～令和4年8月31日（水）まで〕

- ・「人権啓発講演会・さいたま市 PTA 協議会研修会」
〔令和4年12月9日（金）～令和5年1月13日（金）まで〕
- ・「さいたま市二十歳の集い」〔令和5年1月9日（月・祝）〕
- ・「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」
〔令和5年1月24日（水）～令和5年2月23日（祝・木）〕

②啓発物のイベントでの配布

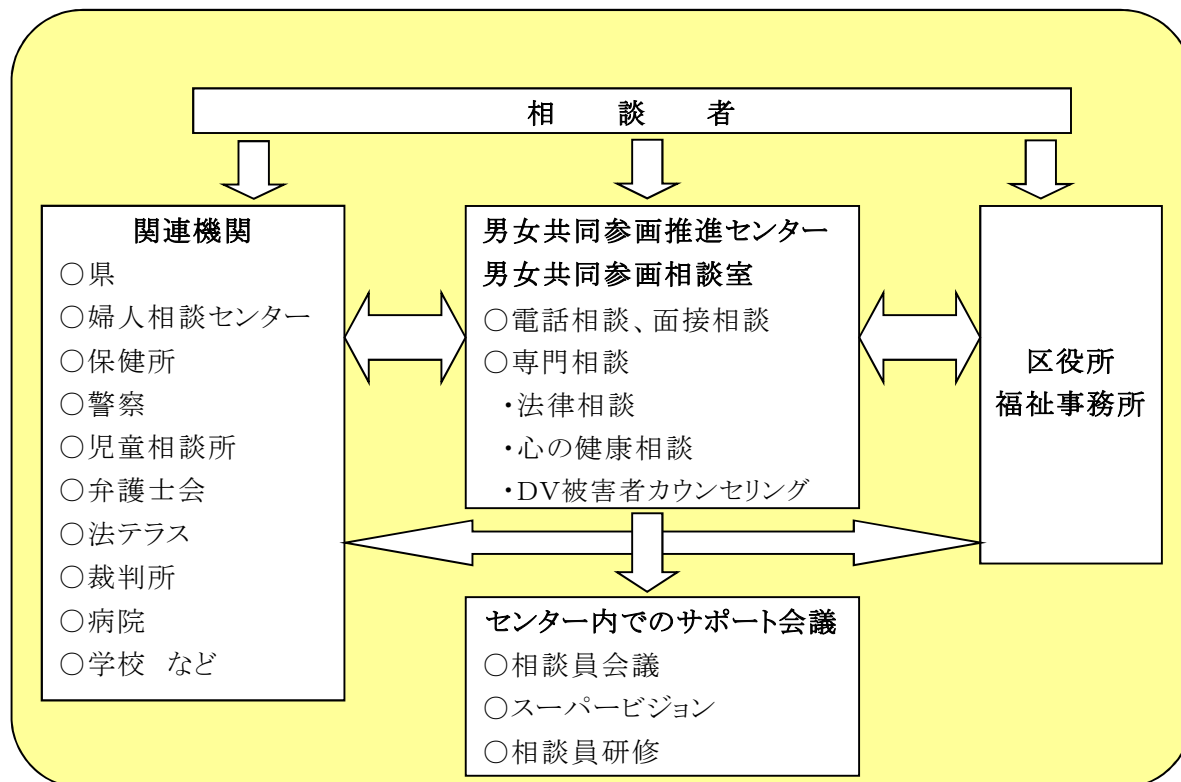
男女共同参画クイズ（冊子）や『さいたま市男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」』などの啓発物を以下のイベントで配布

- ・イオンさいたま市フェア
〔令和4年5月13日（金）～令和4年5月15日（日）〕
- ・「大宮区民ふれあいフェア」〔令和4年10月29日（土）〕
- ・「中央区区民まつり」〔令和4年11月12日（土）〕

③区役所内タッチパネル式多言語対応型デジタルサイネージを活用した、『さいたま市男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」』の周知

(2) 相談事業

① 相談体制



② 女性相談

女性が家庭・地域・職場で直面する様々な悩みに関して、専門の女性相談員が相談に応じることにより、相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行います。

種 別		日 時	会 場
女性 の 悩 み 相 談	電話相談	月～金曜日 10:00～20:00 土・日・祝日 10:00～16:00	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室
		月・火・水・金曜日 10:00～17:00	浦和区役所(女性の相談室)
		火・金曜日 10:00～17:00	中央区役所(女性の相談室)
		月・水曜日 10:00～17:00	岩槻区役所(女性の相談室)
DV電話相談	月～金曜日 10:00～17:00	DV相談センター	
専 門 相 談	法律相談(要予約)	第2水曜日 13:00～15:30	男女共同参画推進センター
		第1・3火曜日 13:00～15:30	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室
	心の健康相談(要予約)	第4火曜日 13:30～16:15	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室
	DV被害者カウンセリング(要予約)	第3木曜日 13:30～16:30	DV相談センター

(ア) 女性の悩み電話相談

女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などの相談に応じます。

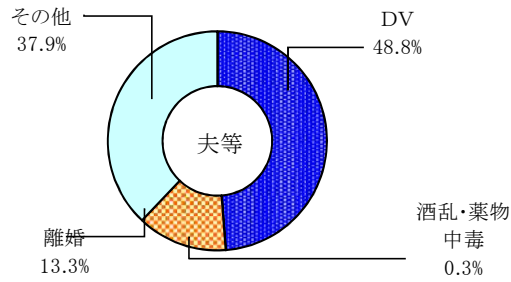
女性の悩み相談集計表

項目	相談内容		男女共同参画相談室	浦和区	中央区	岩槻区	計(件)	割合(%)	種別計(件)	種別割合(%)	
	種別	種別内訳									
人間関係	夫等	DV	938	37	49	12	1,036	13.01	2,125	26.68	
		酒乱・薬物中毒	1	0	0	0	1	0.01			
		離婚	234	22	18	8	282	3.54			
		その他	655	84	39	28	806	10.12			
	子ども	子どもの暴力	18	0	1	0	19	0.24	401	5.04	
		養育不能	4	0	1	1	6	0.08			
		その他	282	53	22	19	376	4.72			
	親族	親の暴力	49	1	3	3	56	0.70	874	10.97	
		親族の暴力	20	0	0	0	20	0.25			
		その他	670	69	25	34	798	10.02			
	交際相手	交際相手からの暴力	20	0	1	0	21	0.26	73	0.92	
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0	0.00			
		その他	50	1	1	0	52	0.65			
	その他	その他の者からの暴力	92	4	2	2	100	1.26	3,797	47.68	
		男女問題	54	2	1	1	58	0.73			
		ストーカー被害	2	1	0	0	3	0.04			
		家庭不和	56	1	0	0	57	0.72			
		その他	3,065	253	177	84	3,579	44.94			
	小計			6,210	528	340	192	7,270	91.29	7,270	91.29
	その他	経済	生活困窮	14	0	6	0	20	0.25	112	1.41
借金・サラ金			3	2	0	0	5	0.06			
求職			47	2	2	7	58	0.73			
その他			26	1	0	2	29	0.36			
医療		病気	95	0	10	6	111	1.39	559	7.02	
		精神的問題	363	11	11	27	412	5.17			
		妊娠・出産	3	0	1	0	4	0.05			
		その他	23	2	6	1	32	0.40			
住居		住居	21	1	0	0	22	0.28	23	0.29	
		帰住先なし	1	0	0	0	1	0.01			
触法		不純異性交遊	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	
		ヒモ・暴力団関係	0	0	0	0	0	0.00			
		5条(売防法)違反	0	0	0	0	0	0.00			
		売春強要	0	0	0	0	0	0.00			
		人身取引	0	0	0	0	0	0.00			
その他	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00			
小計			596	19	36	43	694	8.71	694	8.71	
合計			6,806	547	376	235	7,964	100.00	7,964	100.00	

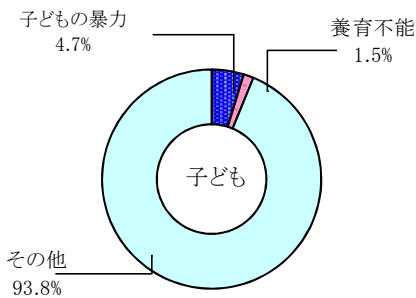
相談内容別内訳

◆ 人間関係

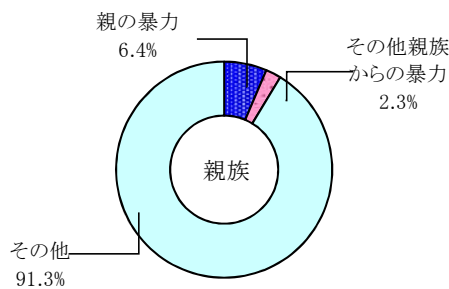
【夫等】 (件)	
相談内容	相談件数
DV	1,036
酒乱・薬物中毒	1
離婚	282
その他	806
計	2,125



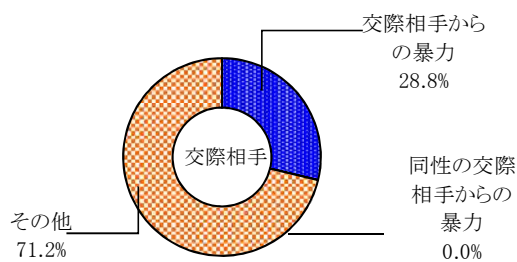
【子ども】 (件)	
相談内容	相談件数
子どもの暴力	19
養育不能	6
その他	376
計	401



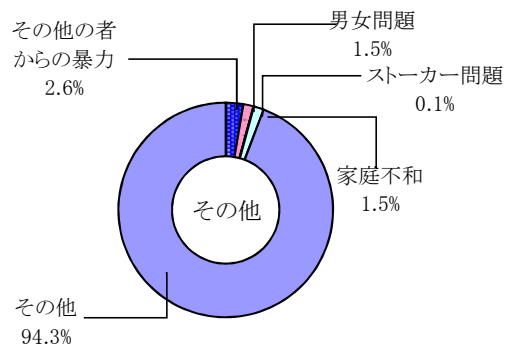
【親族】 (件)	
相談内容	相談件数
親の暴力	56
その他の親族からの暴力	20
その他	798
計	874



【交際相手】 (件)	
相談内容	相談件数
交際相手からの暴力	21
同性の交際相手からの暴力	0
その他	52
計	73

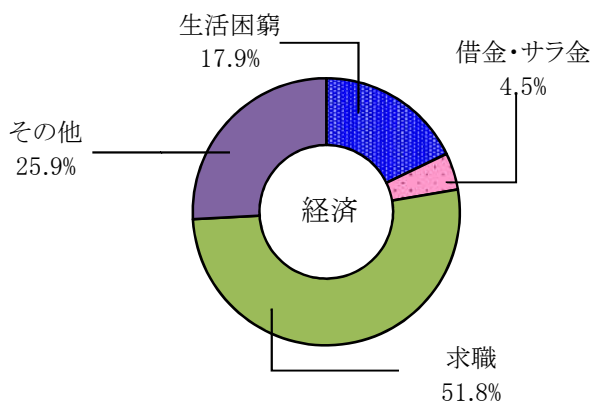


【その他】 (件)	
相談内容	相談件数
その他の者からの暴力	100
男女問題	58
ストーカー問題	3
家庭不和	57
その他	3,579
計	3,797

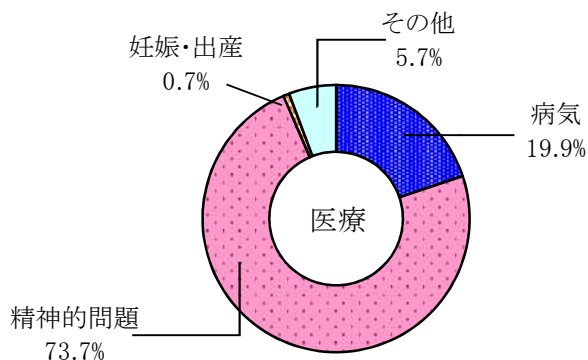


◆ その他

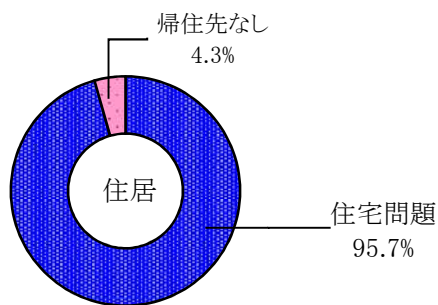
【経済】 (件)	
相談内容	相談件数
生活困窮	20
借金・サラ金	5
求職	58
その他	29
計	112



【医療】 (件)	
相談内容	相談件数
病気	111
精神的問題	412
妊娠・出産	4
その他	32
計	559



【住居】 (件)	
相談内容	相談件数
住宅問題	22
帰住先なし	1
計	23



【触法】 (件)	
相談内容	相談件数
不純異性交遊	0
ヒモ・暴力団関係	0
5条（売防法）違反	0
売春強要	0
人身取引	0
計	0

(イ) 専門相談

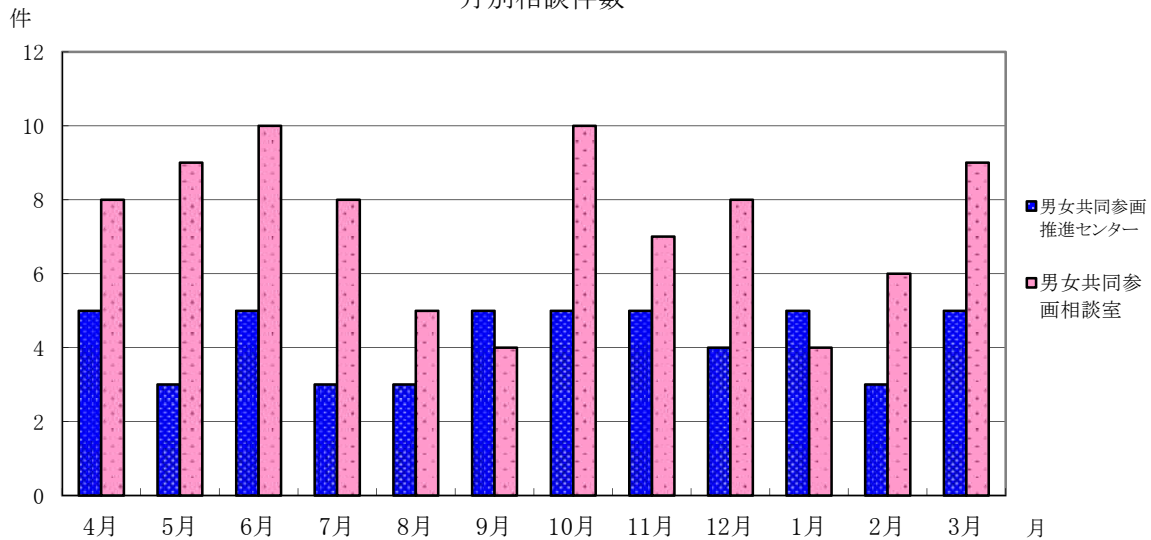
◆ 法律相談

家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、女性の弁護士が相談に応じます。

月別相談件数

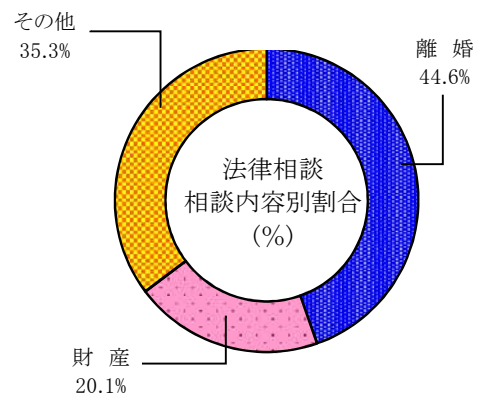
場所	月												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
男女共同参画推進センター	5	3	5	3	3	5	5	5	4	5	3	5	51
男女共同参画相談室	8	9	10	8	5	4	10	7	8	4	6	9	88
計	13	12	15	11	8	9	15	12	12	9	9	14	139

月別相談件数



相談内容別件数

相談内容	場所		計
	男女共同参画推進センター	男女共同参画相談室	
離婚	25	37	62
財産	8	20	28
その他	18	31	49
計	51	88	139



◆ 心の健康相談

女性の様々な問題から生じる悩みについて、専門の女性の医師が相談に応じます。

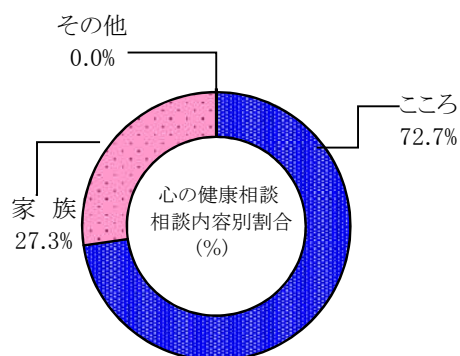
月別相談件数

(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
場所													
男女共同参画相談室	3	1	2	2	2	2	2	1	3	0	3	1	22

相談内容別件数

相談内容	件数
こころ	16
家族	6
その他	0
計	22



◆ DV被害者カウンセリング

DV被害者の精神的負担を軽減するため、精神保健福祉士によるカウンセリングを行います。またその内容を相談員にフィードバックすることで、よりよい支援につなげます。

月別相談件数

(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
場所													
男女共同参画相談室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

③ 男性相談

(ア) 男性の悩み電話相談

男性が家庭・地域・職場で直面する様々な悩みに関して、専門の男性相談員が相談に応じることにより、相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行います。

【日時】 毎月第2・第4日曜日 13:00～16:00

【対象者】 さいたま市在住・在勤または在学の男性

【会場】 子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室

【相談内容】 男性の悩み全般

(生き方・仕事・家庭・夫婦・人間関係など)

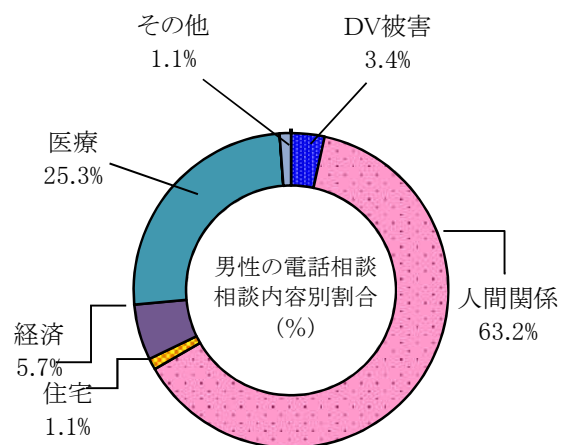
月別相談件数

(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画相談室	3	2	4	7	8	13	12	10	7	4	9	8	87

相談内容別件数

相談内容	件数
DV被害	3
人間関係	55
住宅	1
経済	5
医療	22
DV加害	0
その他	1
計	87



(イ) 男性の法律相談

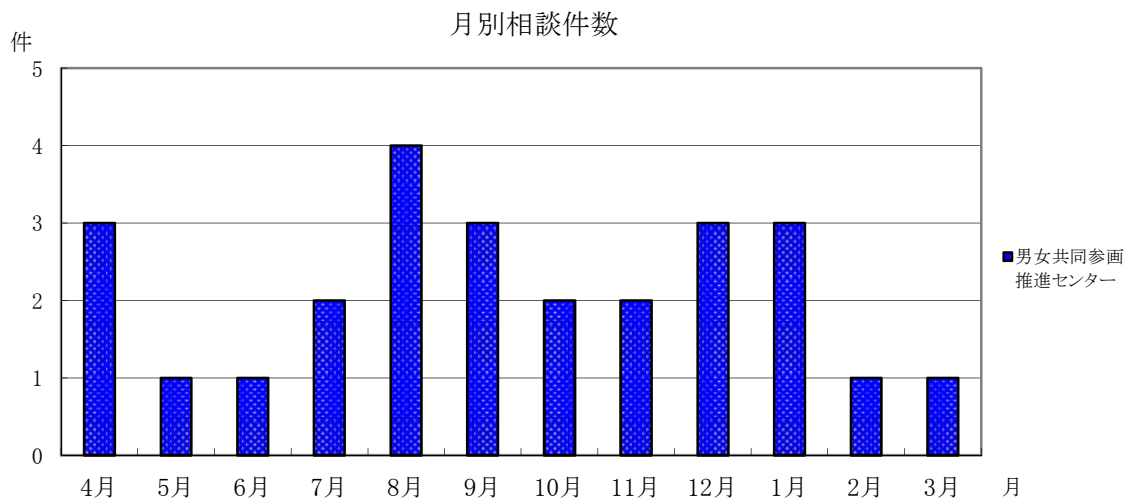
家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、弁護士が相談に応じます。

- 【日 時】 毎月第4水曜日 13:00～15:30
- 【対象者】 さいたま市在住・在勤または在学の男性
- 【会 場】 男女共同参画推進センター

月別相談件数

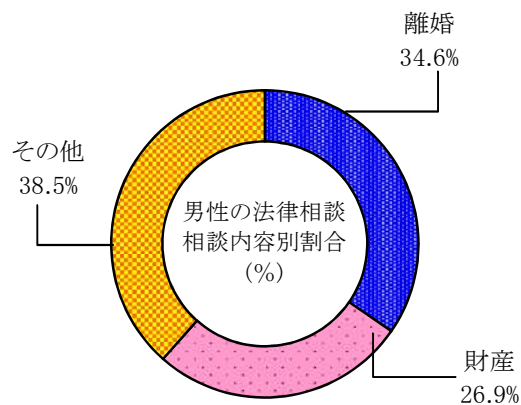
(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画推進センター	3	1	1	2	4	3	2	2	3	3	1	1	26



相談内容別件数

相談内容	件数
離婚	9
財産	7
その他	10
計	26



④ 相談員会議・研修

◆ 相談員会議

相談業務の質の向上と相談員のより良い連携を図るために、定期的に相談員会議を開催しています。

実施日 毎週木曜日 13時30分～15時30分

◆ スーパービジョン

相談員が相談を進めるにあたり、高度な専門知識を有する専門家等（スーパーバイザー）から指導を受け、相談時に感じた不安や迷いを払拭し、ケースに応じて効果的かつ適切な助言ができるよう、そのための研修を定期的実施しました。

◆ 相談員研修

相談員が様々な女性問題に関する基礎知識を確認し、女性が置かれている立場を社会構造的にとらえ、原因や結果の相互関係を女性問題解決の視点で考えられるよう、研修の機会を設けました。

令和4年度相談員研修一覧

回	開催日	区分	内容	講師等
1	4月28日	相談員研修	ジェンダー平等総論～ジェンダー平等と「男女共同参画」～	さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター 古川 晶子
2	5月26日	スーパービジョン	事例検討	日本フェミニストカウンセラー協会 会員 藤平 裕子
3	6月30日	相談員研修	独立行政法人国立女性教育会館主催 女性関連施設相談員・相談事業担当者研修（オンライン） 講義3「関係機関との連携」	S・ぱ～ぶるリボン 甲木 京子
4	7月28日	相談員研修	妊娠葛藤相談の現状と相談者理解	NPO法人ピッコラレ 松下 清美
5	8月25日	相談員研修	埼玉県男女共同参画推進センター、さいたま市男女共同参画推進センター共催 性暴力防止セミナー（オンライン） 「すべての人に関わる性暴力を知る」	広島大学ハラスメント相談室 准教授 NPO 法人性暴力被害者サポートひろしま代表理事 北仲 千里
6	9月22日	スーパービジョン	事例検討	明治学院大学 ハラスメント相談支援センター 池田 ひかり
7	10月13日	スーパービジョン	事例検討	日本フェミニストカウンセラー協会 会員 藤平 裕子

8	11月24日	相談員研修	内閣府主催 性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修 Ⅱ. 配偶者暴力被害者支援研修 「13 外国人 DV 被害者の支援」	カラカシ〜移住女性のためのエンパワメントセンター共同代表 移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長 立教大学兼任講師 山岸 素子
9	12月8日	相談員研修	弁護士との意見交換会	埼玉弁護士会
10	1月5日	男女共同参画相談室研修	困難な問題を抱える女性、DV被害者支援ー身近な自治体に求められること、留意点ー	DV被害者支援アドバイザー、女性支援コーディネーター 佐々木 郁子
11	1月26日	スーパーセッション	事例検討	明治学院大学 ハラスメント相談支援センター 池田 ひかり
12	2月9日	相談員研修	埼玉県人権・男女共同参画課主催 DV加害者対策研究会(オンライン) 「DV加害者プログラムの概要〜その現状と課題〜」	原宿カウンセリングセンター顧問、 NPO法人RRP研究会 信田 さよ子
13	3月9日	相談員研修	DV被害者支援の際の留意点について	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課 久保田 哲平

⑤ **さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議**

(以下、「DV防止ネットワーク会議」という。)

民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、配偶者等からの暴力の予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を、総合的に検討することにより、DVの根絶へ寄与することを目的とし、開催しています。

(ア) **DV防止ネットワーク会議代表者会議** (以下「代表者会議」という。)

本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関の代表者等が相互に連携を図るため、実務者会議〔(イ)参照〕における協議結果やDVの現状に関する報告、及び各機関等による情報交換等を行います。

◆ **令和4年度 第1回代表者会議**

開催日 令和4年8月31日(水)

内容 (1) DVの現状に関する報告
(2) 情報交換 等

◆ **令和4年度 第2回代表者会議**

開催日 令和5年3月17日(金)

- 内 容 (1) 令和4年度の活動報告
- (2) 情報交換 等

- (イ) DV防止ネットワーク会議実務者会議（以下「実務者会議」という。）
DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援等の実務において、被害者等に直接かかわる業務を行う本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関における担当者等が相互に連携を図るため、DVの現状に関する報告及び事例研究、及び各機関等による情報交換等を行います。

- ◆令和4年度 第1回実務者会議
開催日 令和4年8月31日（水）
内 容 (1) DVの現状に関する報告
- (2) 事例研究
- (3) 情報交換 等

- ◆令和4年度 第2回実務者会議
開催日 令和5年3月17日（金）
内 容 (1) 事例研究
- (2) 情報交換 等

(3) 情報収集・提供事業

男女共同参画推進センターでは、男女共同参画社会の実現に寄与するため、その資源となる図書・行政資料・雑誌・ビデオ・DVD等の関係情報を収集・整理し、提供しています。

① 資料の貸出し

- ・貸出対象 市内に在住・在勤・在学している方
- ・貸出点数 1人3点まで（ビデオ・DVDのみの場合は2点まで）
- ・貸出期間 図書2週間 ビデオ・DVD1週間
- ・貸出方法 「図書・資料等利用者登録申請書」の提出により「利用者カード」を3枚発行

(ア) 蔵書

(令和5年3月31日現在)

分類	冊数	比率(%)	主な領域	
0類 総記	48	1.9		
1類 哲学	177	7.0	各種データ・情報	医療・出産
2類 歴史	93	3.7	家族・子ども	女性問題・女性学
3類 社会科学	1,812	71.2	心理学	女性史・女性論
4類 自然科学 (医療・出産)	103	4.0	社会病理	フェミニズム
5類 技術・育児	48	1.9	法律・経済	ジェンダー
6類 産業	5	0.2	育児	女性労働
7類 芸術	29	1.1	健康・からだ	男性問題・男性学
8類 言語	33	1.3	社会教育	メディア
9類 文学	198	7.8	地方自治・政治	セクシュアリティ
計	2,546	100.0	生き方	結婚・離婚・シングル
			伝記	中高齢者問題
			社会保障	福祉・介護
			社会学	DV・セクシャルハラスメント

[注：日本十進分類法(NDC)に基づき分類]

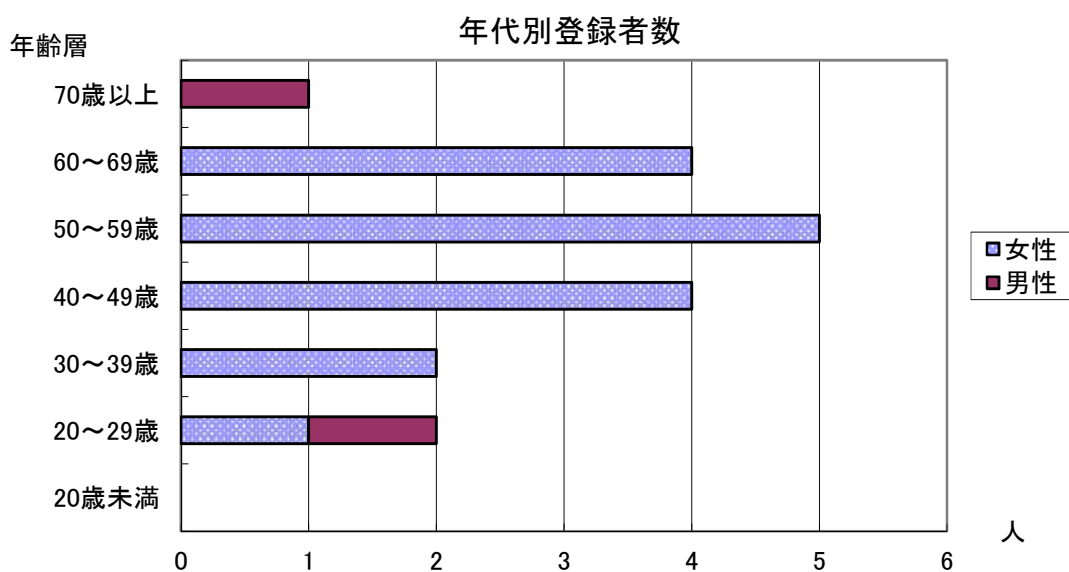
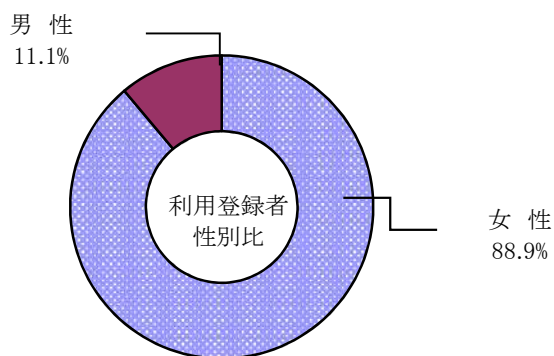
(イ) 情報誌 3誌

(ウ) ビデオ・DVD 123作品

② 資料の利用状況

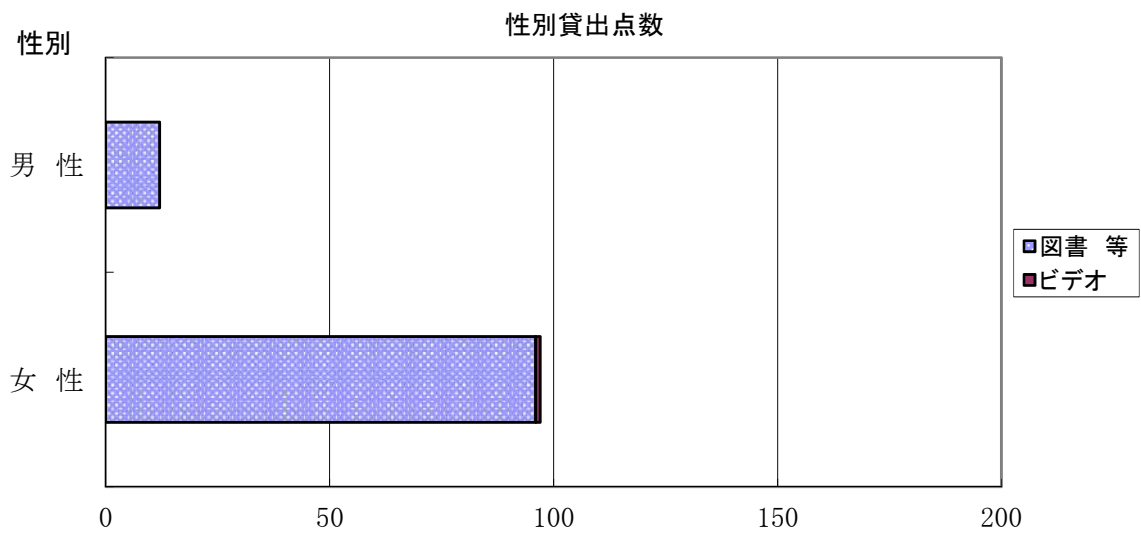
(ア) 性別、年代別利用登録者数（令和4年度新規登録者）

年齢層	性別		計
	女性	男性	
20歳未満	0	0	0
20～29歳	1	1	2
30～39歳	2	0	2
40～49歳	4	0	4
50～59歳	5	0	5
60～69歳	4	0	4
70歳以上	0	1	1
計	16	2	18



(イ) 性別貸出点数

		(点)		
\		女 性	男 性	計
図書 等		96	12	108
ビデオ		1	0	1
計		97	12	109



③ 広報誌「^{かね}鐘の音」

男女共同参画推進センターが実施する講座、講演会の案内や報告、相談事業のお知らせ、情報・資料コーナーの紹介等を掲載し、市内公共施設（公民館、図書館、コミュニティセンター等）や各区役所の情報公開コーナー等に配置しています。また、情報交換の一環として市外の男女共同参画関連施設等に送付しています。

(ア) 発行回数 年2回 (10・3月)

発行部数 84,000部

(イ) 編集員

「男女共同参画」に関心の高い市民を公募により3名（女性3名、男性0名）を編集員として選考し、センター職員と協働して広報誌の編集・作成を行っています。

(ウ) 編集員会議

広報誌作成のため、企画・記事作成・校正などの編集に係る作業や検討を行う編集員会議を7回開催しました。

(エ) 主な内容

vol.48 (令和4年10月)

- ・セミナーレポート
- ・編集後記 等

vol.49 (令和5年3月)

- ・セミナーレポート
- ・編集後記 等



「鐘の音 vol.49」

④ 図書情報紙「ゆい」

公募型共催事業（50 ページ参照）の1つとして、さいたま市女性学研究会（ゆい）※さんと協働で、パートナーシップさいたまの図書等を紹介する情報紙「ゆい」を作成しています。

※さいたま市女性学研究会（ゆい）とは
女性の資質を高め、一人ひとりが平等で主体的に参加・参画できる社会を目指し、女性学・ジェンダーを学び、広く発信していくことができるよう活動している団体です。



詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/010/002/001/p073991.html>

(4) 学習・研修事業

男女共同参画についての意識の向上を図るために、今日的な課題やニーズを踏まえながら講座、講演会を開催しています。

① 傷ついた心のケア講座

目的	身近な人間関係やDVなどで傷ついた女性が、安心できる環境で心のセルフケアについて知る機会を提供する。			
	定員 桜木公民館会場 20名 託児 中止			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	4月25日(月)	DV・トラウマを理解する	西山 さつき (NPO法人レジリエンス 代表) 宇野 慶子 (蒼い空の会 代表)	受講生 146
2	5月23日(月)	育った環境で心はどうなるか		
3	6月20日(月)	自尊心		
4	7月20日(水)	「世間の枠」と私らしさ		
5	8月24日(水)	身体的暴力・性暴力		
6	9月28日(水)	トラウマに対応するツール		
7	10月24日(月)	コミュニケーション		
8	11月21日(月)	精神的暴力・モラルハラスメント		
9	12月26日(月)	傷つきによる喪失とグリーフ(悲しみ)		
10	1月25日(水)	Bさん(加害者)とは		
11	2月20日(月)	パートナーシップ		
12	3月15日(水)	境界線		

※オンラインでも配信

② ライフキャリア講座

目的	雇用機会均等法から36年、女性活躍推進法から6年が経ちました。職場の性差別は解決に向かっているのでしょうか。女性と労働というテーマを追い続けるジャーナリスト、竹信三恵子さんに、ご自身の経験や多くの事例をまじえてお聞きします。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	4月20日(水)～ 5月8日(日)	女が働きつづけるということ	竹信三恵子 (ジャーナリスト)	37	140

③ 離婚について知る講座

目的	新型コロナウイルスの影響は、ライフスタイルから経済状況まですべてを覆っている。そのなかで、外から見えにくい家族の中の問題が深刻化している。本講座では、離婚を考えている女性だけでなく、問題解決のために家族にまつわる情報を得たいという女性にも役立つ法律や手続きおよび費用にかかわることを、弁護士がわかりやすく解説する。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	5月11日(水)～ 5月20日(金)	離婚の基礎知識	大森 三起子 (弁護士)	110	245
2	5月25日(水)～ 6月3日(金)	様々な選択肢			194

④ ジェンダー平等カレッジ2022
「ジェンダー平等で社会はどう変わるか」

目的	SDGsのなかで重要とされる目標5ジェンダー平等。日本社会では女性差別が目標達成の障害の一つとなっている。本講座では、日本の女性を取り巻く現状と課題を、様々な角度から論じる。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	6月17日(金) ～26日(日)	家族のなかのジェンダー平等	熱田 敬子 (早稲田大学ほか非常勤講師)	44	98
2	7月15日(金) ～24日(日)	働くこととジェンダー平等			62
3	8月26日(金) ～9月4日(日)	学校教育とジェンダー平等			86
4	9月16日(金) ～25日(日)	防災とジェンダー平等		48	81
5	10月21日(金) ～30日(日)	インターネットとジェンダー平等			69
6	11月25日(金) ～12月4日(日)	ジェンダー平等で 私たちはどう変わるか			75

⑤ 男女共同参画週間記念事業

目的	ジェンダー平等は、SDGs(持続可能な開発目標)の1つであり、同時にすべての目標達成にかかわるとされています。これからの社会を生きていく若者にとって、ジェンダー平等はどんな意味を持つのでしょうか。NO YOUTH NO JAPAN 団員として、日本の若者の政治参加を促進する活動に取り組む方にお話をうかがいます。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	6月1日(水)～ 6月29日(水)	モヤモヤを行動に！若者から日本社会を変えていく	能條 桃子 (NO YOUTH NO JAPAN 代表)	28	106

⑥ ケアと労働を考える講座

目的	新型コロナ影響下の生活が3年目となり、「コロナ疲れ」などという表現も出てきています。しかし、生活の打撃は緩和されたわけではありません。とくに女性はケア役割を担うことで、より追い込まれやすい存在です。講座では、女性の労働問題の研究者で、非正規労働運動支援、困窮学生向けフードバンクなどの活動を行う蓑輪明子さんに最新の状況をお聞かせいただきます。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	7月6日(水) ～18日(月)	コロナ禍と女性の労働～見えること・見えにくいこと	蓑輪 明子 (名城大学准教授)	26	89

⑦ 性暴力防止セミナー（埼玉県男女共同参画推進センターと共催）

目的	性暴力について考えるとき、無意識に前提としていることが、根拠のない言説であることがあります。また、それが対策を無効なものにし、あるいは被害者を傷つけている場合もあります。大学のハラスメント相談室や性暴力ワンストップセンターの運営にかかわる北仲千里さんに、性暴力をめぐるいま起きていることをお話しいただきます。また、家族・友人、児童生徒・来談者などが被害にあったと知ったとき、身近な人あるいは支援者として心得るべきことなどもお聞きします。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	8月2日(火) ～8月28日(日)	すべての人にかかわる 性暴力を知る	北仲千里(広島大学ハラスメント相談室准教授 / NPO 法人性暴力被害者サポートひろしま代表理事)	136	318

⑧ 多様な性を知る講座

目的	性的少数者の困難について、当事者の声と支援に携わる専門家の講義を聞く講座。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	8月3日(水)～ 8月12日(金)	性的マイノリティの老後・終活～最後まで安心して暮らすために 1	永易至文 (NPO 法人パープル・ハンズ代表理事)	87	164
2	8月24日(水)～ 9月2日(金)	性的マイノリティの老後・終活～最後まで安心して暮らすために 2			136

⑨ ママが元気になるジェンダー平等講座

目的	(第1回)妊娠・出産・育児を自分の身体で行っている本人ではなく、他者から言われる「常識」について、本当であるのかを、英国ロンドンで助産師として働く講師にお聞きする。				
	(第2回)子と親は別の人格である。多くの親子と向き合う講師に、大人が陥りやすい思い込みから抜け出す術をお聞きする。				
定員なし (YouTubeにて限定公開)					
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	9月21日(水)～ 9月30日(金)	妊娠・出産・育児の「常識」ウソ？ホント？	おざわじゅんこ/小澤 淳子 (Imperial College Healthcare NHS Trust 助産師)	45	83
2	10月5日(水)～ 10月14日(金)	子育て中「心の落とし穴」から抜け出す術	まりろ/ 森実摩利子 (絵本セラピスト/こころとからだの発達相談塾えいところ)		68

⑩ 社会を変える女性講座

目的	白血病の治療に効果が高い骨髄移植は、適合するドナーが見つかることが必須の条件です。でも、個人の力でドナーを探すのは簡単ではありません。大谷貴子さんはこの問題を解決する「骨髄バンク」設立運動を始められた方です。ご自身の闘病経験から、一人でも多くの方に「生きてるってシアワセ！」を届けようと、現在もさまざまなアドボケート活動に取り組んでいらっしゃいます。社会を変える女性のライフストーリーをお聞きます。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	10月5日(水) ～10月14日(金)	「生きてるってシアワセ！」を届けたい 闘病経験から骨髄バンク設立運動へ	大谷 貴子 (公益財団法人日本骨髄バンク評議員)	21	54

⑪ DV防止セミナー

目的	新型コロナ感染が特に女性の働き方や生活に与える深刻な影響は続いている。「女性による女性のための相談会」は、首都圏を中心とする弁護士団体、労働組合、NPO 法人、メディア関係者などによるプロジェクトで、生活、DV、LGBTQ など様々な困りごとに、外国語や手話対応を含む相談や、食糧支援などを行っている。呼びかけ人である松元さんに、プロジェクトの経緯や最新のニーズなどについてお話をうかがう機会とする。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	11月1日(火) ～30日(水)	「女性による女性のための相談会」が必要な理由	松元ちえ (ジャーナリスト、女性による女性のための相談会実行委員会呼びかけ人)	37	78

⑫ 国際男性デー記念講座「男性は何をどう悩むのか」

目的	国際男性デーの趣旨である「男性・男児の健康に目を向け、ジェンダー平等を促す」に沿って、男性の生きづらさに目を向け、男性相談に焦点を当てた講座を実施します。男性のための相談窓口を運営する、日本男性相談フォーラム代表理事の福島充人さんに、現代で直面する男性特有の悩みや、支援のあり方についてお話を伺う。				
	定員：制限なし(YouTubeにて限定公開)				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	11月19日(土) ～28日(月)	国際男性デー記念講座 「男性は何をどう悩むのか」 ～男性専用相談窓口から見る心理と支援～	福島 充人 (日本男性相談フォーラム代表理事、臨床心理士)	180	286

⑬ メディア・リテラシー講座

目的	「美しすぎる○○」「女性ならではの気配り」などの表現には差別的な意味があります。このような、様々な場面で使われてきた表現について、プロの書き手の方々が、強い危機感をもって見直すプロジェクトが、令和4年3月、『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』(小学館)として結実しました。編集チームのまとめ役として本書に携わった吉永磨美さんに、制作の経緯や意図、記者としてのご経験などをお聞きます。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	12月21日(水) ～1月4日(水)	『失敗しないためのジェンダー表現ガイド』ができるまで	吉永磨美(前日本新聞労働組合連合・中央執行委員長)	51	109

⑭ わたしのからだはわたしのもの講座

目的	社会は女性にプレッシャーを与えることが多々あります。そのひとつに、子どものいない女性に対するまなざしがあります。個人の事情や選択を尊重するのは、誰もが生きやすい社会づくりの基本です。いろいろな生き方、それぞれの幸せの形をおたがいに大切にすることを目指す、マダネ プロジェクトのくどうみやこさんに「子どものいない女性の生き方」にかかわる活動のお話をうかがいます。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	12月7日(水)～ 12月16日(金)	「子どものいない女性の生き方」	くどうみやこ (マダネ プロジェクト代表)	64	103

⑮ 世界の女性とつながる講座

目的	韓国のエンターテインメントは日本でも人気があります。2000年代初頭にその先鞭を切ったのはドラマでした。それから20年、新作が発表され続ける韓国ドラマが、いま日本や世界で多くの視聴者をひきつけている理由のひとつに「タブーなしに現実の社会問題を描く」があります。このことについて、梁・永山聡子さんにお話を聞かせていただきます。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	1月12日(木)～ 2月21日(木)	ドラマ制作の背景を知る	梁・永山聡子 (成城大学グローバル研究センター 研究機構 客員研究員／立教大学兼任講師)	50	140
2	2月2日(木)～ 2月12日(日)	現実を映し出すドラマ？ ドラマを創る現実			88

⑯ アートから学ぶジェンダー

目的	以下について、お話いただきます。 ・映画や文学作品という形で社会問題を表現することの意義 ・男性中心である映画製作の現場での経験 ・女性の少ない現場で頑張っている方へのメッセージ				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	2月8日(水) ～2月17日(金)	「物語で伝えるということ」	松井久子 (映画監督・作家)	64	156

⑰ 女性の知恵で社会をデザインする講座プレセミナー

目的	女性が生活の中で感じる悩みや疑問は、地域や社会の問題であることを学び、発表する「女性の知恵で社会をデザインする講座」のプレセミナーとして、女性政策研究者の岩本美砂子さんを講師に迎え、女性からの政策提言と女性リーダーの意義について、日本社会のこれまでの経緯を踏まえてお話を伺う。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	8月21日(日) ～8月31日(水)	政治での意思決定を私たちのものとするために	岩本 美砂子 (女性政策研究者、三重大学名誉教授)	43	131

⑱ 女性の知恵で社会をデザインする講座

目的	女性が日々の生活の中で、あるいは人生の節目において感じる悩みや疑問は、個人的な小さな問題や自己責任とされがちだが、実際は地域や社会の問題であることも少なくない。本講座はそれを「社会をデザインする」として、一人ひとりの日々の暮らしと社会やまちのあり方が密接に関連することを学ぶ。また、各々の関心領域をもとに、調査・考察・取材などを通して、あるべき社会やまちの姿を形にし、成果報告会を実施する。またワークショップを通じて、共通の関心事を持つ女性同士がつながる機会を提供する。 定員 20 名 (ZOOM によるリアルタイム参加)			
回数	日時	内容	講師等	申込数等
1	10月16日(日) 14時～16時	オリエンテーション・参加者自己紹介 ・Q&A	事業 コーディネーター	申込者 10 発表者 7
		ワークショップ: 私は社会をここからデザインしてみたい	進行: 事業コーディネーター ゲスト: さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会	
2	11月20日(日) 14時～16時	ワークショップ: 私のテーマ(仮)きいてください	事業 コーディネーター	
		ガイダンス(成果報告までの進め方等)		
4	1月15日(日) 14時～ 16時30分	成果報告会 「社会をデザインする私たち」 ※「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」(オンライン開催:1/24～2/23)で配信	講評者 ・さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会 ・さいたまイクボス共同宣言事業者(生活協同組合コープみらい、埼玉りそな銀行、東京海上日動火災保険、佐川急便) ・人権政策・男女共同参画課長	

⑲ デートDV防止出前講座(埼玉大学)

目的	さいたま市で行っている、若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する実態調査を踏まえ、若年層のデートDVに関する正しい理解を求め、DVの加害者・被害者にならないための意識啓発を行い、どうしたら暴力のない社会をつくるのかを考える機会とする。(動画の限定オンデマンド配信によるオンライン講座。令和3年度の講座を、主に新入学生向けに再配信。)			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	配信期間 4月7日(木)～ 5月10日(火)	デートDV防止について (安心・安全な学生生活のために) テーマ:「これって恋愛?それともDV?～お互いに安心できる関係を築くために～」	尾崎 弘美 (aware デートDV認定ファシリテーター)	1,294

⑳ ジェンダー平等出前講座（埼玉県立大学）

目的	多様な人が共に暮らす社会で、その一員として自分も他者も尊重して、「自分らしく」生きるための基礎知識と考え方を学ぶため、市内の学校、事業所、団体等を対象に、それぞれのジェンダーに関する課題に応じた出前講座を実施する。(ZOOMを用いたリアルタイムのオンライン講座により実施。)			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	5月11日(水) 10:00～12:00	保健医療福祉部看護学科 3年生を対象とした「母性看護学実習」として実施	①古川 晶子(さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター) ② 磯部 加代子 (5/11、5/18) おざわ じゅんこ (5/25、6/15) 吉野 愛 (6/1、6/8) 秋山 愛子 (6/22、6/29)	合計受講者数 125
2	5月18日(水) 10:00～12:00	①「さいたま市男女共同参画推進センターについて」		
3	5月25日(水) 10:00～12:00	②磯部 加代子		
4	6月1日(水) 10:00～12:00	「日本在住クルド人女性の権利」		
5	6月8日(水) 10:00～12:00	おざわ じゅんこ		
6	6月15日(水) 10:00～12:00	「女性の権利と助産師の仕事」 吉野 愛		
7	6月22日(水) 10:00～12:00	「ライフヒストリー」 秋山 愛子		
8	6月29日(水) 10:00～12:00	「障害と女性の権利」		

㉑ ジェンダー平等出前講座(人権教育推進室)

目的	第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン VII-1-①「若年層における暴力の未然防止啓発の推進」に沿って、市立高校・中学校教諭を対象に出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	7月1日(金) 15:00～16:30	デートDVってなに？ ～尊重し合える関係を築くために子どもたちに伝えたいこと～	尾崎 弘美 (aware デートDV 認定ファシリテーター)	17

⑳ ジェンダー平等出前講座（さいたま市シニアユニバーシティ）

目的	多様な人が共に暮らす社会で、その一員として自分も他者も尊重して、「自分らしく」生きるための基礎知識と考え方を学ぶため、市内の学校、事業所、団体等を対象に、それぞれのジェンダーに関する課題に応じた出前講座を実施する。（ZOOM を用いたリアルタイムのオンライン講座により実施。）			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	6月28日(火) 10:00～11:30	「人生 100 年時代」を生きるシニアのためのジェンダー講座	古川 晶子(さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター)	合計受講者数 347
2	7月7日(木) 10:00～11:30			
3	9月16日(金) 10:00～11:30			
4	10月8日(土) 10:00～11:30			
5	11月16日(火) 10:00～11:30			
6	1月30日(火) 10:00～11:30			

㉑ ジェンダー平等出前講座(埼玉大学)

目的	若年層のデートDVをはじめ、あらゆる暴力に関する正しい理解を求め、DV や暴力の加害者・被害者にならないための意識啓発を行い、どうしたら暴力のない社会をつくることができるのかを考える機会とする。（動画の限定オンデマンド配信によるオンライン講座。）			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	配信期間 9月30日(金) ～ 11月30日(水)	(安心・安全な学生生活のために) テーマ:「かけがえのないあなたへ～デート DV と性暴力 暴力を見抜く力をつ けよう～」	大野 真理子 (aware デートDV 認定ファ シリテーター)	1,056

㉒ ジェンダー平等出前講座（さいたま市母親大会実行委員会）

目的	性的マイノリティに関する基礎知識を学び、当事者の人権侵害となる問題が起きることを防ぐため、事業所等における出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	10月30日(日) 10:00～12:00	「LGBTQ はあなたのすぐそばに！」	小林 りょう子 (NPO 法人ハートをつなごう学校副代表)	25

②⑤ ジェンダー平等出前講座（総合教育相談室）

目的	性的マイノリティに関する基礎知識を学び、当事者の人権侵害となる問題が起きることを防ぐため、事業所等における出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月4日(金) 13:00～15:00	「性の多様性を前提とした学校づくりのために」	古堂 達也 (一般社団法人にじ一ずスタッフ/社会福祉士)	24

②⑥ ジェンダー平等出前講座（関東財務局）

目的	多様な人が共に暮らす社会で、その一員として自分も他者も尊重して、「自分らしく」生きるための基礎知識と考え方を学ぶため、市内の学校、事業所、団体等を対象に、それぞれのジェンダーに関する課題に応じた出前講座を実施する。(講座動画の限定オンデマンド視聴により実施。)			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月9日(水)～ 11月22日(火)	「あらゆる職員が活躍できる職場づくり～LGBTQ から考える多様性～」 (関東財務局「WLB 改革セミナー」として実施)	中島 潤 氏 (NPO 法人 ReBit)	123

②⑦ ジェンダー平等出前講座（美園小学校）

目的	多様な人が共に暮らす社会で、その一員として自分も他者も尊重して、「自分らしく」生きるための基礎知識と考え方を学ぶため、市内の学校、事業所、団体等を対象に、それぞれのジェンダーに関する課題に応じた出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	11月26日(土) 9:35～10:20	性の多様性から考える“ふつう”ってなんだろう	古堂 達也 (一般社団法人にじ一ずスタッフ/社会福祉士)	285

⑳ ジェンダー平等出前講座（議会局）

目的	第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランⅢ-2「あらゆる分野における女性の参画の拡大」に則り、議会におけるハラスメントの防止をテーマとした「ジェンダー平等出前講座」を実施する。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	1月30日(月) 14:00～15:30	「政治分野におけるハラスメント」	太田 雅幸 (弁護士・太田雅幸法律事務所、内閣府男女共同参画局「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会 構成員)	30

㉑ ジェンダー平等出前講座（埼玉県立浦和西高校後援会）

目的	性的マイノリティに関する基礎知識を学び、当事者の人権侵害となる問題が起きることを防ぐため、事業所等における出前講座を実施する。(オンライン ZOOM により実施)			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	2月11日(土) 10:00～12:00	「LGBTQ の今とこれから」	増渕 蒼真	34

(5) 団体活動・交流支援事業

① 第2回パートナーシップさいたまフェスタ

男女共同参画社会の実現に向けて市民意識の高揚と理解の促進を図るため、さいたま市男女共同参画推進センターの主催により、男女共同参画意識啓発事業として開催しました。

テーマ：「ジェンダー平等を実現しよう」

目的	男女共同参画社会の実現に向けて、市民意識の高揚と理解を図るため、市民参画により男女共同参画意識啓発事業として開催する。(特設ホームページによるオンライン開催)		
回数	日時	内容	参加人数
1	1月24日(火)～ 2月23日(木・祝)	(1)基調講演 ①「ジェンダー平等にたどりつけない日本 その理由を考えてみた」 講師：サンドラ・ヘフェリン(エッセイスト) ②「I Am Here-私たちはともに生きている-」 講師：浅沼智也(看護師、映画監督) (2)公募による出展団体プログラム (3)令和4年度オンライン講座プレイバック (4)男女共同参画推進に関する取組紹介	305

第2回 パートナーシップさいたまフェスタ
「ジェンダー平等を実現しよう」

【開催期間】令和5年1月24日(火)～2月23日(祝・木) 【参加費無料】オンライン開催
【基調講演】動画配信 (基調講演動画には日本語字幕が付きまます。)

講師 サンドラ・ヘフェリンさん (エッセイスト)
「ジェンダー平等にたどりつけない日本 その理由を考えてみた」

講師 浅沼智也さん (看護師、映画監督)
「I Am Here - 私たちはともに生きている -」

参加 (特設サイトにてオンライン開催。参加にはお申し込みが必要です。)
方法 現在お申込み受付中。
令和5年2月20日(木)まで、「第2回パートナーシップさいたまフェスタ」参加お申込みホームページにて受付中。
https://www.city.saitama.jp/006/010/002/0010/011/p/093076.html

主催：さいたま市男女共同参画推進センター (業務：パートナーシップさいたま)

第2回 パートナーシップさいたまフェスタ
「ジェンダー平等を実現しよう」

公募による出展団体プログラム
会費による出展団体は、会場内のオンラインイベントを主催する。フェスタ参加費お申込みホームページをご確認ください。

団体名(五十音順)	出展内容	フェスタ参加費お申込みホームページをご確認ください。
美しい国	「LGBT+の国」	「LGBT+の国」
一般社団法人ラジカル日本	「NPO法人ハンドセラピー」	「NPO法人ハンドセラピー」
さいたま市女性学研究所 (女学)	「まんなかまなす」	「まんなかまなす」
さいたま市フードセンター連絡会	「Voice Up Japan」	「Voice Up Japan」

令和4年度オンライン講座プレイバック
令和4年度にさいたま市男女共同参画推進センターが実施したオンライン主催講座の一部をプレイバックとして再配信します。

講座名	講師
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (NO YOUTH NO JAPAN 代表)
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (NPO法人性暴力被害者サポートひろしま 代表理事)
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (NPO法人ハートフル・ハンス 代表理事)
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (公益財団法人日本労働ハイクアップ協議会)
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (フェアプレイスト、女性による持続可能な社会の実現を推進する)
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (日本男性科発育センター 臨床心理士)
「ジェンダー平等を実現しよう」	基調講演者 (さいたま市女性学研究所 研究員)

男女共同参画推進に関する取組紹介
・さいたま市男女共同参画推進センターからのメッセージ
・男女共同参画推進センターからのメッセージ
・情報誌「夢」、広報誌「輝く日」のご案内
・相談事業のご案内
・人材政策のご紹介

お問い合わせ
さいたま市男女共同参画推進センター (業務：パートナーシップさいたま)
〒330-0804 さいたま市大宮区保原1-10-15 シーナ大宮センタープラザ3階
TEL: 048-642-1107 FAX: 048-643-5001
Eメール: danjo-kyodo-saishaku@city.saitama.lg.jp

【第2回パートナーシップさいたまフェスタ チラシ】

② 市民企画講座

様々な分野で活動している団体から、多様な能力と経験を生かした男女共同参画を推進する事業の企画を募集し、開催する機会を提供しました。

○ オンライン日本語教室 Gemini (ジェミニ)

「やさしい日本語」でやさしい社会を考えるー入門編ー

目的	埼玉県には約20万人の外国籍の人々が暮らしており、約100人に3人は外国籍の住民で、多国籍、多文化が進んでいます。この講座では埼玉県在住のクルド女性への生活や視線の現場を通して、国籍、性別、年齢などに関わらず、誰もが暮らしやすい「やさしい社会」をつくるための「やさしい日本語」の基礎知識を学び、受講者一人ひとりが「やさしい日本語」の活用を考える機会とします。(ZOOMを用いたリアルタイムオンライン開催)			
	定員:制限なし			
回数	日時	内容	スピーカー	参加人数
1	10月12日(水) 20:00~21:00	クルド女性の生活と支援の現場を知る	磯部 加代子 (オンライン日本語教室 Gemini 代表)	43
2	11月9日(水) 20:00~21:00	クルド女性の日本語使用について考える	トルコ語通訳、トルコ語クルド語文学翻訳者、作家	
3	11月30日(水) 20:00~21:00	「やさしい日本語」の基礎知識を学ぶ	松本 一見 (オンライン日本語教室 Gemini ボランティア)	
4	12月14日(水) 20:00~21:00	「やさしい日本語」の実践を考える	日本語教師、SDGs for school 認定エデュケーター	
5	1月11日(水) 20:00~21:00	埼玉県の「やさしい日本語」を考え、発表する	杉山 ソフィア (オンライン日本語教室 Gemini ボランティア) 日本語教師、コミュニティ英語通訳	

③ 公募型共催事業

男女共同参画の視点をもって地域の課題解決を目指す企画を募集し、団体と協働で講座等を実施しました。

団体名 (50音順)	事業名	実施日	実施内容
蒼い空の会	あおいそら こころのケア講座	4月～3月 第2土曜日 13:30～15:30(全12回)	DV・トラウマ・モラルハラスメント・虐待など、様々な原因による心の傷つきについて考えながら学ぶ講座(NPO 法人レジリエンスのこころのcare 講座)を毎月違うテーマで開催した。
さいたま市 女性学研究会 (ゆい)	①ワークショップ 「ブックトーク」 ②図書情報紙 「ゆい」発行 (35ページ参照)	① 5/15・9/18・2/19 ② 6/18・7/10・11/19 編集会議等 夏号(7月)・冬号(12月) 発行	①5/15「生きのびるためにお金との付き合い方を考える」NPO 法人女性自立の会理事有田宏美さんのお話を聞く。 9/18「聞いて、私の体験！」それぞれの思いを語り合う。 2/19「選挙」というテーマで、立候補経験のあるゲストを招いてお話を聞く ②パートナーシップさいたまの図書を紹介する情報紙を作成した。
TG+NB の会	トランスジェンダー・Xジェンダー(ノンバイナリー)当事者ミーティング	4月～3月 第3土曜日 14:00～16:00(全12回)	性に揺らぎがある・生きづらさを抱えているトランスジェンダーやノンバイナリージェンダー(Xジェンダー)の当事者に対して、定期ミーティング・情報発信・勉強会を開催した。
まんなかタイムス	まんなかラジオ	4月～3月 毎月15日配信 (※6月は18日も配信) (※1月・2月は配信無し)	「人生100年時代」の「まんなか」世代となった40～50代が、これから残り半分人生をどのように生きていくかを共通テーマとした語り合いを、podcast でラジオ配信をした。

- ④ 令和4年度さいたま市マッチングファンド助成金一般助成事業講座
市民協働推進課所管のさいたま市マッチングファンド助成金一般助成事業を活用し、団体と協働で講座を実施しました。

「まず大人が知ろう！自分らしく生きていくための性の知識～みる・きく#つながるBOOK～」

(主催：NPO 法人にじの絲)

目的	子どもたちが信頼して性について話せる大人たちを増やすために、専門家による性に関する講座を3回シリーズでオンデマンド配信する。子どもにかかわる大人たちが正しい性の知識を得ることで、子どもたち一人ひとりのリプロダクティブ・ヘルス/ライツを守ることにつなげる。				
	定員なし (YouTube にて限定公開)				
回数	日時	内容	講師	申込数	視聴回数
1	8月15日(月)～ 8月27日(土)	月経編・妊娠編・性感染症編 他	高橋 幸子 (産婦人科医)	331	545
2	9月12日(月)～ 9月24日(土)	性の多様性編	中島 潤	376	409
3	10月10日(月) ～10月22日(土)	恋愛編・SEX編	櫻井 裕子 (助産師)	412	461

(6) 調査・研究事業

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づいて計画を着実に推進していくには、その基礎となる各種の調査・研究は欠かせません。

市・市民・事業者等との協働のもと、地域の実態把握・情報共有を通して、効果的な調査・研究を行うとともに、得られた知見を施策へ反映することが必要です。

また、各施策の推進にあたっては、ジェンダー間の意識による偏り、格差の現状やその要因、影響を把握するため、ジェンダー統計を充実し、根拠に基づく施策を推進することが求められています。

①男女共同参画に関する市民意識調査

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的として5年毎に市民意識調査を行っています。

(令和3年度実施調査について)

1 調査の概要

調査対象：さいたま市在住の18歳以上、5,000人を無作為抽出（うち外国人102人）
 調査期間：令和3年8月2日から令和3年8月23日まで
 調査方法：郵送による配布・回収
 回収結果：有効回答数：1,846（女性：1,015、男性：761、性別無回答：70）
 有効回答率：36.9%

2 調査の内容

①男女平等に関する意識について ・ ⑥新型コロナウイルス感染症の影響について
 ②家庭生活について ・ ⑦性について
 ③就業について ・ ⑧教育について
 ④社会参画について ・ ⑨市の男女共同参画の推進に関する施策について
 ⑤ハラスメントについて ・ ⑩配偶者などからの暴力について
 ・ ⑪交際相手からの暴力について

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/006/010/006/008/p086590.html>

3 施設の利用状況

(1) センター年間利用状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

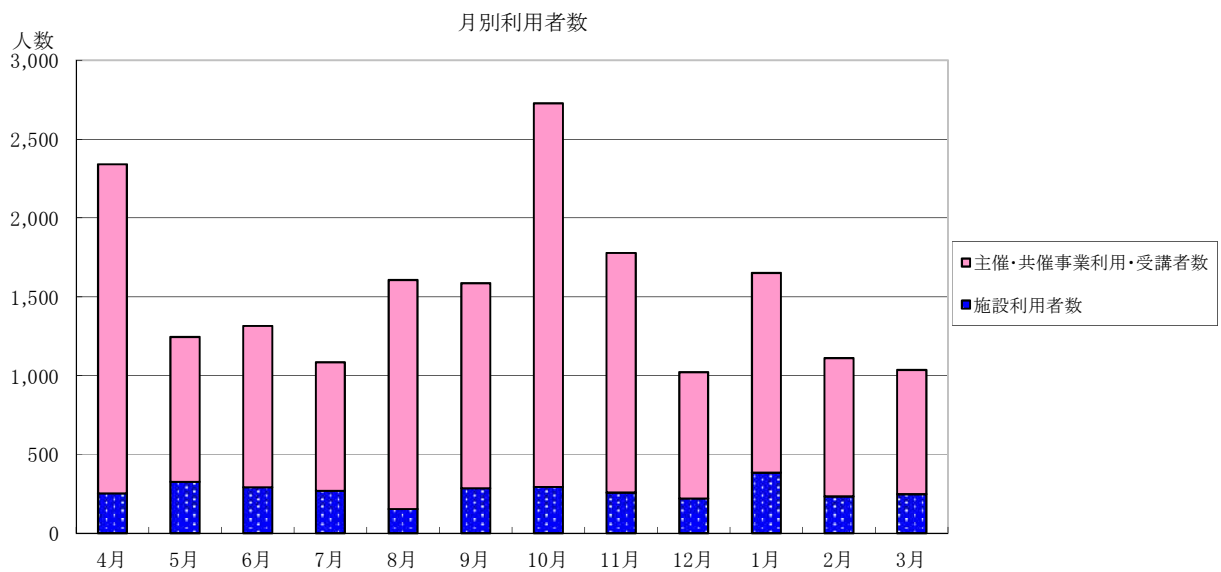
区 分			利用人員(人)
主 催 事 業	相 談	電 話 相 談	7,639
		面 接 相 談	325
		法 律 相 談	139
		心の健康相談	22
		男 性 相 談	87
		男性法律相談	26
	講 座	受 講 者	5,403
		託 児	0
団 体 交 流 ・ 支 援 事 業	パートナーシップさいたまフェスタ	受 講 者	305
	市 民 企 画 講 座	受 講 者	43
	公 募 型 共 催 事 業	受 講 者 等	176
	マッチングファンド事業	受 講 者	1,119
主 催、共 催 事 業 計			15,284
施 設	情報・資料コーナー	図書等貸出し	61
	会議室・印刷コーナー	会 議 室	3,129
		印刷コーナー	25
施 設 利 用 計			3,215
総 計			18,499

令和4年度の開館日数 (12/29～1/3は年末年始、毎月第4日曜日休館)	347 日
1日あたりの平均利用者数	53.3 人

(2) センター月別利用状況

(人)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主催事業	相談	電話相談	657	638	682	572	629	657	657	621	570	624	661	671	7,639
		面接相談	26	25	26	22	17	26	28	33	34	29	28	31	325
		法律相談	13	12	15	11	8	9	15	12	12	9	9	14	139
		心の健康相談	3	1	2	2	2	2	2	1	3	0	3	1	22
		男性相談	3	2	4	7	8	13	12	10	7	4	9	8	87
		男性法律相談	3	1	1	2	4	3	2	2	3	3	1	1	26
	講座	受講者	1,373	206	276	185	444	193	1,293	830	165	239	147	52	5,403
		託児													0
団体交流・支援事業	パートナーシップさいたまフェスタ	受講者												305	
		受講者												43	
	公募型共催事業	受講者等	10	34	18	14	10	21	11	12	7	11	19	9	176
	マッチングファンド事業	受講者等					331	376	412						1,119
主催・共催事業計		2,088	919	1,024	815	1,453	1,300	2,432	1,521	801	1,267	877	787	15,284	
施設	情報・資料コーナー	図書等貸出し	7	4	2	4	2	3	2	7	7	7	5	11	61
		会議室	242	319	285	264	151	281	288	248	213	376	227	235	3,129
	印刷コーナー	印刷コーナー	3	3	4	1	0	2	4	2	0	2	2	2	25
施設利用計		252	326	291	269	153	286	294	257	220	385	234	248	3,215	
総計		2,340	1,245	1,315	1,084	1,606	1,586	2,726	1,778	1,021	1,652	1,111	1,035	18,499	



IV 參考資料

1 センター施設の利用案内

(1) 利用登録

会議室、プレイルームの利用にあたっては、あらかじめ利用登録が必要です。窓口で登録申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- ▶ 市内・市外の団体で、活動の目的・内容が男女共同参画社会の形成に関することが登録の条件となっています。

(2) 利用登録から施設利用申込みまで

- ①「さいたま市男女共同参画推進センター登録(変更)申請書」と「さいたま市公共施設予約システム利用登録(変更)申請書」を窓口へ提出してください。

※利用許可までには1～2週間程度、時間がかかります。

- ②利用許可後、代表者へ、利用者登録カードを送付いたします。

※他のさいたま市公共施設へ登録し、既に利用者登録カードを持っている方には、利用許可を電話でお知らせいたします。

- ③施設利用の申込みは、さいたま市ホームページ「施設を探す・予約する」から、「さいたま市公共施設予約システム」の「その他施設予約」を使い、予約してください。

※さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.jp/index.html>

※詳しくは同システムの操作案内を参照してください。

(3) 施設利用申込（抽選申込・空き施設予約申込の流れ）

登録区分	抽選申込			抽選後の空き施設 予約申込期間	予約取消 期日	本申請・使 用料納入
	抽選申込 期間	抽選日	抽選結果確認及 び利用確定期間			
市内	利用月の3 ヶ月前の1 日から5日	抽選申 込月の 6日	抽選申込月の7 日から13日の 17時まで	利用月の3ヶ月前 の14日から利用日 の10日前の17時 まで	利用日の 3日前の 17時まで	申し込み をした日 を含めて8 日以内に ※
市外	抽選に参加できません			利用月の2ヶ月前 から利用日の10日 前の17時まで		

- ・利用確定期間内に利用確定操作を行わない場合、当選が無効になります。
- ・当選分については、利用確定期間内に、来館して直接本申請の手続きを行います。
- ・空き施設予約については、指定期間内に、来館して直接本申請の手続きを行います。
- ・予約を取り消す場合は、早めに連絡してください。
- ・支払済の使用料は返却できません。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用日当日の使用料納入を可としました。

(4) 施設利用時間・料金表

区分	定員	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
会議室1	12人	470円	620円	470円
会議室2	12人	470円	620円	470円
会議室3	24人	1,550円	2,060円	1,550円
プレイルーム (会議利用の保 育用)	5人	740円	990円	740円

- ・市外の団体・個人の利用の場合は上記の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。

2 世界・国・埼玉県・さいたま市の男女共同参画推進の施策

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
昭和50年 (1975)	<p>[昭50(1975)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際女性年世界会議開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ・第30回国連総会で1976年～1985年を「国連女性の10年」とすることを決定 <p>[昭54(1979)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 	<p>[昭50(1975)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」(本部長:内閣総理大臣)設置 <p>[昭51(1976)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(離婚後も婚姻中の氏を使えることになる) <p>[昭52(1977)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館が埼玉県嵐山町に開館 	<p>[昭51(1976)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当を置く <p>[昭52(1977)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部に婦人問題企画室設置(昭和54年に県民部へ組織改正) ・埼玉県婦人問題協議会設置 	<p>[昭53(1978)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課に婦人問題連絡窓口を置く(浦和市)
昭和55年 (1980)	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)条約の署名式(51ヶ国代表が署名) <p>[昭56(1981)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号「男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」裁決 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ) ・「女子差別撤廃条約」署名 <p>[昭59(1984)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)(昭和60施行) 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・県民部に婦人対策課設置 ・婦人関係行政推進会議設置 <p>[昭59(1984)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部市民相談室に「婦人係」として独立(浦和市) <p>[昭56(1981)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市)
昭和60年 (1985)	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年」最終年世界会議開催(ケニヤ・ナイロビ) 「西暦2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)採択 	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布(昭61施行) ・「女子差別撤廃条約」批准 <p>[昭62(1987)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 	<p>[昭61(1986)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市) <p>[昭62(1987)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当を秘書企画室に置く(大宮市) <p>[昭63(1988)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題の現況と課題」に関する調査を実施(大宮市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
		<p>[平元(1989)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法令の一部改正する法律」(婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等)公布 		
平成2年 (1990)	<p>[平2(1990)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見通しと評価に伴う勧告及び結論」採択 <p>[平5(1993)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議開催「ウイーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 <p>[平6(1994)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際人口・開発会議」開催 	<p>[平3(1991)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) ・「育児休業等に関する法律」公布(平4施行) <p>[平4(1992)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初の婦人問題担当大臣任命 <p>[平5(1993)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)公布(平5施行) <p>[平6(1994)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部発足 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画室設置 ・婚姻制度等に関する民法改正要綱草案の提示 	<p>[平2(1990)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会擁立のための埼玉県計画(修正版)策定 ・(財)埼玉県県民活動総合センターが伊奈町に開館 <p>[平3(1991)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人行政課を女性政策課に名称変更 	<p>[平2(1990)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「大宮市女性フォーラム」を開催(大宮市) ・文化・婦人対策担当を市長公室に置く(与野市) ・「婦人問題に関する職員意識調査」実施(与野市) <p>[平3(1991)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性問題に関する市民アンケート」実施(与野市) <p>[平4(1992)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部女性政策推進室設置(浦和市) ・「男女平等に関する職員意識調査」実施(浦和市) ・浦和市女性政策推進協議会設置(市長の諮問機関)(浦和市) <p>[平5(1993)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等に関する意識及び実態調査」実施(浦和市) ・「おおみや女性プラン」策定(大宮市) ・企画部に女性政策課を設置(大宮市) ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」策定(与野市) <p>[平6(1994)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性関連事業実態調査」実施(浦和市) ・「おおみや女性プラン」実施計画を作成(大宮市) ・「女性相談室」開設(与野市) ・市長公室に女性政策室を設置(与野市) ・与野市女性政策市民会議を設置(市長の諮問機関)(与野市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成7年 (1995)	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言」「行動要領」の採択 <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際人口会議(ハーグ)開催 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の公布 ・「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准 <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」の答申 ・総理府男女共同参画2000年プラン」策定 <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 (一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応) ・「労働基準法一部改正」(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設) <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申 <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正男女雇用機会均等法が公布 ・男女共同参画社会基本法が公布 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定 <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界女性みらい会議」開催 <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)基本構想」策定 <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)基本計画」策定 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うらわ男女平等推進プラン」策定(浦和市) ・「女・男～フェスタ」開催(毎年)(浦和市) ・「男女平等に関する市民意識調査」を実施(大宮市) <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部女性政策課から企画財政部女性政策課へ名称変更(大宮市) <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和市地域中核施設「プラザ・イースト」内に「女・男プラザ」開設(浦和市) ・生活文化部女性政策・国際課に組織改正(浦和市) ・「県立勤労婦人ホーム」を移管し政策企画部に女性政策を併合した「与野市女性総合センター」を開設(与野市) ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」実施計画策定(与野市) <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和市女性政策推進協議会より「(仮称)浦和市女性センターの設置について」提言(浦和市) ・「数字に見る浦和の女性」報告書(浦和市) ・大宮市女性センター(仮称)基本計画を策定(大宮市) ・「ジェンダーに関する市民意識調査」を実施(与野市) <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部女性政策課から市民部女性政策課へ移行(大宮市) ・「男女共同参画に関する意識調査」実施(与野市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成12年 (2000)	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連特別総会」(女性2000年会議) ・(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアチブ(いわゆる『成果文書』)」の採択 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・総理府が「男女共同参画基本計画」を策定 <p>[平13(2001)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革により内閣府男女共同参画局の設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の公布 <p>[平16(2004)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者間における暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など)施行 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 <p>[平14(2002)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター(Wi thYou さいたま)開設 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うらわ男女平等推進プラン(第2次)策定(浦和市) ・「おおみや男女共同参画プラン」(第2次)策定(大宮市) ・職員用小冊子「ジェンダーに敏感な視点を築くための第一歩として」を作成(与野市) <p>[平13(2001)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市市民生活部男女共生推進課の設置 <p>平15(2003)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」施行 <p>[平16(2004)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「さいたま市男女共同参画推進センター」を開設

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成 17 年 (2005)	<p>[平 17(2005)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 49 回国連女性の地位委員会」(北京+10)宣言と決議採択 <p>[平 18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京) <p>[平 19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー) <p>[平 21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル) 	<p>[平 17(2005)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法改正」施行 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 <p>[平 18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正 <p>[平 19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 <p>[平 20(2008)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法(DV法)」一部改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」一部改正 	<p>[平 18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 <p>[平 19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」改定 <p>[平 21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定 	<p>[平 18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「さいたま市雇用対策推進計画」策定 <p>[平 20(2008)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平 21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施
平成 22 年 (2010)	<p>[平 22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 54 回国連女性の地位委員会」(北京+15)開催 	<p>[平 22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 		<p>[平 22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「さいたま市における配偶者暴力対策の基本的な方向性について」答申 ・「男女共生推進課」を「男女共同参画課」に課名変更

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
	<p>[平 23(2011)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(シェムリアップ) <p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(北京) 	<p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法(DV法)」一部改正 	<p>[平 24(2012)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 	<p>[平 23(2011)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 <p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平 26(2014)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施 ・DV相談センター(配偶者暴力相談支援センター)開設
平成 27 年 (2015)	<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第59回国連女性の地位委員会」(北京+20)開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G7伊勢志摩サミット(日本)にて「女性の能力開花のためのG7行動指針」の取りまとめ 	<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の全面施行 		<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「答申書 次期さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
	<p>・国際女性会議 WAW ! 2016 (日本) の開催</p> <p>[令元(2019)] ・ESCAP 北京+25 に関するアジア太平洋閣僚会合 (バンコク) 開催</p>	<p>[平 29(2017)] ・所得税法等の配偶者控除等が改正</p> <p>・「刑法の一部を改正する法律」施行</p> <p>①強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 ②監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 ③強盗強姦罪の構成要件の見直し等 ④ 強姦罪等の非親告罪化 ※3年後検討条項 (改正法附則第9条)</p> <p>[平 30(2018)] ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</p> <p>[令元(2019)] ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正</p>	<p>[平 29(2017)] ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定</p>	<p>[平 29(2017)] ・さいたま市特定事業主行動計画「第2次女性活躍推進プラン」策定</p> <p>[平 30(2018)] ・男女共同参画推進協議会が「提言書 第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申</p> <p>・「男女共同参画相談室」開設</p> <p>[令元(2019)] ・「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定</p> <p>・「若年層における交際相手からの暴力 (デートDV) に関する意識・実態調査」実施</p> <p>・総務局総務部「人権政策推進課」と市民局市民生活部「男女共同参画課」が統合し、市民局市民生活部「人権政策・男女共同参画課」設置</p>
令和2年(2020)	<p>[令 2 (2020)] 「COVID-19 と女性・女兒に対する暴力」報告書 (UN Women)</p>	<p>[令 2 (2020)] ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正</p> <p>・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定</p> <p>・「第5次男女共同参画基本計画」策定</p>		<p>[令 2 (2020)] ・男女共同参画推進協議会が「答申書 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について」答申</p> <p>・要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センター所管課が参画</p> <p>・「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」開始</p>

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
		<p>[令3(2021)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」公布 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正 ①政党その他の政治団体の取組の促進 ②国・地方公共団体の施策の強化 <p>[令4(2022)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人年齢の引き下げ ・「AV出演被害防止・救済法」施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 (R6.4.1施行) <p>[令5(2023)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」公示 	<p>[令3(2021)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査の結果」公表 <p>[令4(2022)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県 性の多様性を尊重した社会づくり条例」施行 	<p>[令3(2021)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 <p>[令5(2023)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申

V 条例等

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成15年3月14日

条例第38号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体に

における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

- 4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。

- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市民代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。
(さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止)
- 2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成13年さいたま市条例第290号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則

平成15年9月30日

規則第176号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年さいたま市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第12条第1項に規定する委員の名称は、さいたま市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）とする。

2 苦情処理委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるにふさわしくない行為があったときは、これを解嘱することができる。

(職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第12条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明又は助言（以下「勧告等」という。）を行うこと。

(2) 前号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(1) 職務の執行の方針に関する事項

(2) 職務の執行計画に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項

(苦情の申出)

第4条 条例第12条第2項の規定による申出（以下「申出」という。）は、男女共同参画に関する施策の苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。

(調査しない申出)

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則の規定による苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、前項の規定により調査しないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出に係る通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第6条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う市の機関に対し、調査開始通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めるときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、勧告等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、勧告等を行わないときは、その結果を、速やかに前条第1項の規定により調査開始を通知した市の機関に対し、調査終了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（勧告等）

第8条 勧告等は、申出に係る市の機関に対し、勧告書・意見表明書・助言書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

（是正その他の措置の報告）

第9条 苦情処理委員は、苦情の申出に係る施策を実施する市の機関に対し、勧告又は意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った市の機関に対し、相当の期限を定めて、是正その他の措置について措置報告書（様式第8号）により報告を求めるものとする。

（申出の処理の状況等の報告等）

第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

（守秘義務）

第11条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第12条 苦情処理委員の庶務は、市民局において処理する。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行後最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月25日規則第19号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第37号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

さいたま市男女共同参画推進協議会規則

平成15年3月27日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年さいたま市条例第38号）第14条第6項の規定に基づき、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○さいたま市男女共同参画推進センター条例

平成15年12月25日

条例第78号

改正 平成25年12月26日条例第46号

平成31年3月13日条例第2号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を推進するため、さいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）をさいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る相談に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 男女共同参画の推進に係る講座、講演会等の開催に関する事。
- (4) 男女共同参画の推進に係る市民の活動及び交流の支援に関する事。
- (5) 男女共同参画の推進に係る調査研究に関する事。
- (6) 会議室及びプレイルーム（以下「会議室等」という。）の利用に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項に規定する休館日のほか、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

(利用の許可)

第5条 会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第8条 利用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用期間)

第9条 会議室等を引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等を利用することができないとき。

(入館の禁止等)

第14条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会議室等の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。第10条

の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 入館者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第36条の規定による改正後のさいたま市男女共同参画推進センター条例別表の規定	許可の申請
略	略

附 則 (平成31年3月13日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

- 2 この条例（第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条（同条中第6条の改正に限る。）、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等（以下「使用料等」という。）で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

(一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕)

施設	時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
会議室1		470円	620円	470円
会議室2		470円	620円	470円
会議室3		1,550円	2,060円	1,550円
プレイルーム		740円	990円	740円

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成16年3月31日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第5条の規定によりさいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の会議室等の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより申請書を市長に提出し、又はさいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号。以下「施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（施設予約システム規則第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。

(1) 利用の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用許可申請書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書（一般）

2 前項の申請は、会議室等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前（利用者が市外居住者（本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体をいう。）である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 条例第5条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書兼領収書を交付して行うものとする。

(1) 利用の許可 施設予約システム規則に定める利用許可書兼領収書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可 施設予約システム規則に定める利用変更許可書兼領収書（一般）

(利用の取消し)

第4条 条例第5条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく前条に規定する許可書兼領収書を添えて届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第5条 利用者は、条例第11条に規定する使用料を、利用許可書兼領収書の交付と引換えに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免の基準及び割合)

第6条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 100分の100

(2) 市長が特に必要があると認めるとき 市長がその都度定める割合

2 前項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第13条ただし書の規定により、会議室等の使用料を還付する場合及びその基準は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消した場合 100分の100
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等の利用ができない場合 市長が相当と認める割合

(利用者の遵守すべき事項)

第8条 センターの利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずにセンター内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(損壊の届出等)

第9条 センターの施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第10条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、会議室等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第11条 利用者は、センターの会議室等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第12条 利用者は、条例第15条の規定により会議室等を原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第161号)

この規則は、平成27年1月5日から施行する。

さいたま市男女共同参画相談室相談事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画の推進に資するため、さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課男女共同参画相談室（以下「相談室」という。）が実施する相談事業について、必要な事項を定めるものとする。

(相談の対象者)

第2条 相談事業の対象者は、原則としてさいたま市内在住、在勤又は在学の者とする。

(相談事業の種別)

第3条 相談室が行う相談事業の種別は、次のとおりとする。

- (1) 女性相談
- (2) 専門相談
- (3) 男性相談

(相談員の責務)

第4条 婦人相談員（以下「相談員」という。）は、相談対応にあたり、親切、迅速、正確、公平を旨とし、男女共同参画推進の立場から行なわなければならない。

2 相談員は、相談業務の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(相談員の相談対応基準)

第5条 相談員は、各自独立して個別の相談に応じるものとし、相談後は速やかに相談記録を作成することとする。

2 相談員は、重要又は異例と認められる相談事項については、速やかに男女共同参画相談室所長に報告し、その指示または決裁を受けて対応することとする。

3 相談員は、相談内容により他の機関へ紹介することが相当と認められる相談事項については、相談者の了解を得て適切な機関に紹介することとする。

(相談員会議及び研修会)

第6条 相談室は、相談員の技術向上及び円滑な連携の促進を図るため、定期的に相談員会議及び研修会を開催することとする。

(その他)

第7条 この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議要綱

(目的)

第1条 さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議（以下、「DV防止ネットワーク会議」という。）は、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、配偶者等からの暴力（以下、「DV」という。）の予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を、総合的に検討することにより、DVの根絶へ寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 DV防止ネットワーク会議は、次の2つの会議により構成される。

- (1) さいたま市DV防止ネットワーク代表者会議（以下、「代表者会議」という。）
- (2) さいたま市DV防止ネットワーク実務者会議（以下、「実務者会議」という。）

(役割等)

第3条 前条に定める各会議の役割等は、次のとおりとする。

(1) 代表者会議

ア 位置づけ

本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関の代表者等が相互に連携を図るための会議。

イ 役割

- (ア) 実務者会議における協議結果やDVの現状に関する報告、及び各機関等による情報交換。
- (イ) その他必要な事項の協議。

ウ 構成

- (ア) 構成員は、別表1のとおりとする。
- (イ) 必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

(2) 実務者会議

ア 位置づけ

DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援等の実務において、被害者等に直接かかわる業務を行う本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関における担当者等が相互に連携を図るための会議。

イ 役割

- (ア) DVの現状に関する報告及び事例研究、及び各機関等による情報交換。
- (イ) その他必要な事項の協議。

ウ 構成

- (ア) 構成員は、別表2のとおりとする。
- (イ) 必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

(開催)

第4条 DV防止ネットワーク会議は、さいたま市市民局市民生活部長が招集する。

(事務局)

第5条 事務局は、人権政策・男女共同参画課とし、会議に関する庶務を行う。

(守秘義務)

第6条 DV防止ネットワーク会議の構成員は、会議で知り得た個人情報等を職務以外で漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、DV防止ネットワーク会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。
- 2 さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議要綱（平成16年8月19日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

さいたま市DV防止ネットワーク代表者会議 構成員一覧

関係機関・団体名	
埼玉県	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課
	埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課
	埼玉県 県民生活部 婦人相談センター
関係団体	埼玉弁護士会
さいたま市	市民局 市民生活部 市民生活安全課
	市民局 区政推進部
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター
	保健衛生局 保健所 地域保健支援課
	福祉局 生活福祉部 生活福祉課
	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課
	教育委員会 学校教育部 総合教育相談室

別表2

さいたま市DV防止ネットワーク実務者会議 構成員一覧

関係機関・団体名	
埼玉県	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課
	埼玉県 県民生活部 婦人相談センター
関係団体	埼玉弁護士会
	民間団体
さいたま市	市民局 市民生活部 市民生活安全課
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部・南部児童相談所
	各区区民課
	各区福祉課
	各区支援課
	各区高齢介護課
	各区保健センター
	教育委員会 学校教育部 総合教育相談室

さいたま市男女共同参画推進センター広報誌編集員設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市男女共同参画推進センターの事業を進めるにあたり、市と市民が協働し、市民参画による広報誌を発行するために編集員を設置する。

(構成員)

第2条 市内在住、在勤、及び在学者5名以内とする。

(任期)

第3条 編集員の任期は、1年とする。原則として、任用期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、再任は妨げない。

(編集員の役割)

第4条 編集員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 広報誌「鐘の音」の編集員会議に出席し意見交換すること。
- (2) 編集員会議において割り当てられた誌面の原稿を作成すること。
- (3) 情報誌「You(ゆ)&Me(め)～夢～」の企画内容について検討すること。
- (4) その他編集に必要な業務に関すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



令和4年度 事業概要

令和5年5月発行

編集・発行

さいたま市男女共同参画推進センター

(愛称：パートナーシップさいたま)

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3階

TEL 048-642-8107

FAX 048-643-5801

E-mail : danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp